

令和 7 年度

青森県すこやか福祉事業団事業計画

社会福祉法人
青森県すこやか福祉事業団

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

目 次

第 1	事務局（法人本部）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	八甲学園・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第 3	安生園・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第 4	障害者総合福祉センターなつどまり・・・・・・・・	25
第 5	青森県長寿社会振興センター・・・・・・・・	40
第 6	青森県発達障がい者支援センター・・・・・・・・	43
第 7	ライフサポートあおば・・・・・・・・	49
第 8	就労サポートセンターさつき・・・・・・・・	55
第 9	特別養護老人ホームすこやか苑・・・・・・・・	60
第 10	就労サポートセンターはくちょう・・・・・・・・	67
第 11	青森障害者就業・生活支援センターすこやか・・・・・・・・	73

第1 事務局（法人本部）事業計画

【法人理念】

私たちは、すべての人がお互いに尊重し合い、安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

I 事務局（総務課・キャリア支援課）

1 運営方針

当事業団は、平成19年度に青森県から独立民営化して18年が経過し、その間地域のニーズを踏まえた新規事業の展開により自主経営に努めてきた。令和5年度に策定した3年間の基本計画（中期計画）については、令和7年度が最終年度となるため事業の進捗状況を確認するとともに、この3年間の基本計画の在り方について検証し、次期基本計画策定へつなげ、引き続き安定した法人運営を目指していく。

近年、日用品や食料品等の物価高騰や最低賃金上昇を伴う年5%を超える賃上げ等、社会経済情勢が急激に変化しており、今後もこの状況が続くことが見込まれている。当法人としても物価高騰のあおりを受け、生活用品や光熱水費等の日常生活に係る経費の増加、また、最低賃金上昇に伴う職員給与等の人件費のみならず、業務委託費についても支出の増加が目立っている。ここ数年間では、決算時の収支差額が赤字の年があるなど、財政状況が安定せず各種積立金の計上も見込めていない状態にあり、新型コロナウイルスの経済への影響が落ち着きつつある中、財政状況の立て直しが急務となっており、そのための事業方針の検討、見直しを実施する。

また、出生率の低下により、今後の労働人口上昇が見込めない中、引き続き人材不足への対策は必須となっている。当法人のスケールメリットを生かした人材確保への取組や、採用後の育成も含めたフォローアップによる人材定着についても重点的に進めていくとともに、各職員のワーク・ライフ・バランスに沿った多様性のある働き方を検討していく。

2 重点事項

（1）事務局総務課

① 安定した経営基盤の強化

令和6年度には3年に1回の各サービス報酬改定が実施され、全体的な収入は増加したものの、それ以上に人件費や生活用品等物価の急激な上昇により支出が増え、収支差額の増益は見込まれなかった。これに加え、次期サービス報酬改定まであと2年あり収入増加要件が限られる中で、引き続き令和7年度も物価高騰や賃上げが見込まれるため、今後2年間の増益は期待できないところである。

令和6年度には、法人全体の体制見直しや給料表の精査も実施したところであるが、令和7年度も収支状況の安定を目指して、事業内容の見直しや賃上げの検討を実施していく。

また、なつどまりやすこやか苑も建物の築年数が10年を超え、修繕や備品更新についての準備が不可欠となっており、このためにも将来的な財政不足に陥る前に各種積立金の計上が必要である。ここ数年は、年度最終補正（3月補正）において収支差額が赤字になっていたため積立金計上を実施していなかったが、収支の見直しを図ると同時に積立金計上を積極的に進めていく。そのために予算組みの精度も高めてい

き、例年実施している四半期ごとの予算精査で収支状況を確認していくとともに、年度最終補正と決算額が乖離することのないよう見定めていく。

② 事業運営の見直し

令和6年度は、安生園の定員削減による措置費単価のアップや、障害者就業・生活支援センターの安生園移転による居住経費の削減を実施した。また、ライフサポートあおばについては児童発達支援センターに移行し、支援の質を上げると同時に利用者単価の増も見込まれている。

法人内では、収支差額が黒字の事業所もあるものの、数年間収支差額が赤字の事業所や、黒字幅が年々減少している事業所もあり、全体的に安定した経営には至っていない。その中で、法人が将来的に持続発展するためにも、財政的な問題や人材不足も含めて、法人全体の事業運営の見直しを図る。これについては、改めて各事業所の運営の現状を把握したうえで、運営状況に問題があれば原因を調査し、問題解消に向けてより具体的に検討を進めていく。

③ 給与体制の精査

令和6年度は、「給与検討委員会」を立ち上げ、最低賃金引き上げに伴う給料表の改正、管理栄養士の処遇改善による医療職給料表への移行について検討した。給与体制には法人全体の支出の多くを占める人件費の増減が絡み、収支差額にも影響が及ぶと同時に、人材確保にも影響が大きく事業運営の存続に関わるため、引き続き令和7年度も「給与検討委員会」を設置し、各給与体制の課題について検討していく。

最低賃金は令和7年度も前年度と同等に上昇することが見込まれており、これに伴い令和7年度も最低賃金引き上げに伴う給料表の改正が実施される予定である。これについては前年度同様、法人の収支差額を見極めながら給料表を検討、作成していく必要がある。

また、処遇改善手当の在り方について、支給対象となっていない事業所への対応や、職種によって支給単価が異なる事案、役職等による給与支給額の逆転現象等への検討が必要となっている。これについては、給与格差による職員間の不公平感が生まれることにより人材確保にも影響があるため、支給額や支給方法についても再度検討していく。

④ 次期基本計画の策定

現在策定している基本計画については、3年間の中期計画としており令和7年度で終了するため、次期基本計画を策定する必要がある。次期基本計画を策定するにあたり、「基本計画策定委員会（仮）」を設置し、今後の法人運営の指針となる令和8年度からの基本計画を策定していく。

また、現基本計画の内容については、単年度の事業計画とも併せて都度精査をしているが、3年間とした策定状況も踏まえて、安定的運営に沿ったものであるか、実態と乖離していないか等、現在の基本計画を検証したうえで、次の基本計画策定につなげる。

(2) 事務局キャリア支援課

① 人材確保

これまで、新卒学生の確保を目的に有料の求人サイト「マイナビ」を利用してきたが、費用対効果の面から令和5年度をもって利用を取りやめ、令和6年度は対面型の企業説明会への積極的な参加により人材確保に努めた。新卒学生の就職内定者数は3人と決して多くはなかったが、令和7年度新採用者は法人全体で14人（内部登用者

3人を除く）確保することができた。令和7年度も、引き続き求職者に対して事業団の魅力直接向える取組を積極的に推進し、年間15回の会社説明会への参加を目標とする。

不足する人材の採用については、これまで事務局キャリア支援課を中心に取り組んできた。しかし、今後の人材不足を踏まえると従来のような取組方法だけではなく、職員一人ひとりが人材確保を「我が事」として捉え一丸となって取り組むことが求められることから、新たに「リファラル（職員紹介）採用制度」を導入し、人材不足の早期解消を図る。

確保する人材については、ここ数年は新卒者や社会人経験者だけでなく、障害者やシニア世代など幅広く採用してきたが、これに加え今後の採用の選択肢として新たに「外国人材」の採用についても検討を始める。外国人材採用に関する制度の理解を深め、導入のメリットだけでなく課題点等なども整理し、将来の人材確保に向けた準備を開始する。

② 人材育成

研修については、「青森県すこやか福祉事業団人材育成計画」に基づき研修を開催している。毎年度、これまでの開催内容を踏まえ、研修受講者の効果を体感しやすい研修を企画するなど、内容や講師などの見直しを図ってきた。令和7年度も、各所属からの開催要望や意見などを取り入れながら、より魅力のある研修を企画する。

企画する研修については、支援職や事務職など様々な職種からのニーズを踏まえた内容を企画してきたが、それらに加えてさらにテーマを絞った「勉強会」形式のものについても企画する。職員が勉強会の講師を務めることで、「インプット」だけではなく「アウトプット」を実践し、職員の資質向上につなげる。

令和7年度は、県民福祉プラザが大規模修繕のため長期使用できないことから、各所属を借用する形で研修会や勉強会を企画し、職員が参加しやすい環境づくりを推進する。

③ 人材定着

当事業団に限らず、近年は各企業とも人材不足であり、そのことが企業の業績や存続にも大きく影響している。そのため、採用された人材が離職せずに定着するために、次の取組を実施または実施を検討する。

ア キャリア面談

令和元年度から実施しているキャリア面談については、ここ数年で委託しているキャリアコンサルタントと職員との関係性も深まり、定着している。関係性が構築されているため、キャリア面談の機会とは別に相談者が個別に相談する機会も増え、早期の課題発見や解決にもつながるなど効果が出ており、令和7年度も継続実施する。

イ エルダー制度

当事業団に採用された新任職員は、「エルダー制度」により人材育成と人材定着を図っている。平成28年度から始まった同制度は、これまで評価内容の見直しなどを経て現在に至っている。新採用職員が安心して働くことができるためには不可欠な制度であるため、令和7年度も継続実施する。

ウ 新採用者フォローアップ面談

新採用者を対象に、キャリア支援課職員が定期的に訪問する「新採用者フォローアップ面談」は、令和6年度に引き続き実施する。キャリア支援課職員は、新

採用者の採用前からコンタクトをとっているため、この関係性を活かして採用後の悩みや不安を吸い上げ、早期に対応することで離職防止や人材定着につなげる。また、本人の了承を前提に、必要な情報についてはキャリア面談やエルダー制度など法人内の他の制度と共有し連携することで、包括的に新採用者をフォローする仕組みを構築し、人材定着につなげる。

エ 資格取得に関する支援の検討

これまでの「資格取得奨励金」に代わり、職員が能動的に学ぶ「リカレント教育」を推奨することを目的に「資格取得助成金制度」や資格取得休暇制度を創設するなど「人への投資」を進め、職員の資質向上を図り、ひいては当事業団のサービスの質の向上につなげる。

④ 職場環境改善

近年の労働関係法令の改正に対応する取組を通して、事業団でもワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）に取り組んできた。令和4年度と令和5年度は、法人全体の年次有給休暇の平均取得日数がいずれも「11.1日」だったことから、令和7年度は引き続き各種休暇制度に関する周知を図り、年次有給休暇の平均取得日数「13日以上」を目標とする。

年々仕事を取り巻く環境が大きく変化し、業務が複雑化、専門化している。このような変化に対応するために多くの時間と労力を必要とするが、限られた人材ですべてに対応することが難しく、人材の離職のリスクや業務の安定的な遂行にも影響を及ぼすことが懸念される。こうした状況や近年の人材不足などを踏まえると、今後「業務のDX化」（デジタル技術を活用した業務プロセスの見直しや、組織文化の見直し）の推進は避けて通れない。これまでは、費用面などを考慮し導入に慎重だった各種システムについては、ここ最近の業務の課題点などを踏まえ導入した場合に効率化や省力化を図ることができるか再度検討する。多少のイニシャルコストやランニングコストがかかっても、導入するメリットの方が大きいと判断される場合は、導入に向けて積極的に検討し、業務の平準化や省力化につながるよう取り組む。

令和7年度は、キャリア支援課を中心に事業団全体の業務のDX化推進に向けた検討を進めると共に、法人全体で検討したり情報共有したりするために「職場環境改善委員会」を設置することとする。

3 職員の状況

職 名	事務局長 (キャリア支援課長兼務)	次 長 (総務課長兼務)	総務課 事務員	キャリア支援課 事務員	計
職員数 (人)	1	1	4	3	9

※ 理事長、専務理事、常務理事及びプラザ管理室職員は除く。

4 職員研修

近年、法人の業務に関する法改正が短期間に連続して行われている。今後も、整備が求められる各種制度などが控えており、こうした情報を早期に入手し、対応策を講じないと法人運営にも大きく影響を及ぼすことから、令和7年度の事務局職員研修については、以下に基づき実施する。

(1) 業務に関連する研修

職員個々の業務に関連する研修については、職員面談による職員の希望を踏まえて

計画するほか、担当業務の必要性や職員個々の力量なども踏まえて計画し、職員個々のスキルアップを図る。

(2) 制度改正等に係る情報収取を目的とした研修

業務に係る各種法改正等については、当事業団が加入している青森県社会福祉法人経営者協議会（経営協）をはじめ、各種関係団体が企画する研修会やセミナーを積極的に活用し情報収取を図るとともに、法人内の関係会議（所属長会議や総務担当者会議など）を通して情報発信・共有に努めるなど、「インプット」と「アウトプット」を意識した姿勢で臨む。

(3) 参加型研修とオンライン研修の併用

参加型研修は、移動の時間と手間、コストがかかるというデメリットがあるものの、参加することで研修会講師や関係者と情報交換することができ、話に広がりを持たせることができるなどのメリットもある。一方、オンライン研修は、移動の手間がなくコストを抑えることができるメリットがある反面、受講していると一方的で単調になってしまう傾向がある。

令和7年度は、予算を踏まえながら真に効果が見込まれると判断される研修については、積極的に参加型研修を推進する。併せて、オンライン研修も活用して、双方の研修を併用しながら職員一人ひとりのスキルアップを図る。

Ⅱ 県民福祉プラザ受託経営事業（県民福祉プラザ管理室）

1 運営方針

当事業団は、平成 18 年度より県民福祉プラザの指定管理者として管理運営を行っており、令和 6 年 4 月からは 7 期目の指定管理期間を迎えた。これまでのノウハウと、法人事務局がプラザ内にある利点を活かし円滑な管理運営を行う。また、青森県が示す県民福祉プラザの設置目的に基づき、利用者のニーズに応えた満足度の高いサービスを提供する。

令和 6 年度は、機械設備更新のため貸館を制限する期間があったが、令和 7 年 6 月から、県民福祉プラザ館内の LED 工事や視覚障がい者情報センターの移転改修等、大規模改修工事に伴い長期休館となる。引き続き、県や関係先との調整業務や建物の維持管理を行い、来館者や入居団体の安全を優先的に進めていく。また、休館中は館内環境の整備を重点的に取り組むこととし、休館明けのスムーズな貸館運営を行うための準備期間とする。

また、県民福祉プラザを多くの県民に周知し、福祉の拠点とすることを目的とした自主事業（「将棋まつり」、「親子ものづくり教室」等）については、この長期休館に伴い場所の確保ができないため、令和 7 年度は中止とする。

2 重点事項

（1）県民福祉プラザ受託経営事業（指定管理受託事業）の安定的な運営

県民の福祉に関する情報の収集及び提供を行うとともに、県民が福祉に関して研修・発表等を行い、及び集うことのできる施設の提供を行うことにより、県民の福祉の増進に資する活動を支援し、その他県民の福祉の増進を図る。

① 施設の使用許可に関する業務（貸館業務）

青森県県民福祉プラザ条例及び青森県県民福祉プラザ規則並びに県民福祉プラザ管理規程に基づき、適切な使用承認を行い、使用料徴収並びに県への実績報告及び使用料納付を行う。

利用予約、使用承認、使用料徴収・保管・収納、研修室及び付帯設備・備品準備、各種徴収・事後確認、各種表示作成・掲示等に関する事務及び作業。

② 施設の維持に関する業務

ア 維持管理業務（外部委託含む）

清掃業務、警備業務、施設維持管理業務（電気設備、消防設備、エレベーター等、舞台装置・音響・照明等）、植栽管理業務、除排雪業務に関する事務及び作業、施設及び備品等の修繕業務

イ 管理業務

研修室等の貸館事務、利用者や入居団体への各種対応、見学案内、館内放送、苦情処理、入居団体連絡調整、展示コーナーの管理、光熱水費管理等に関する事務及び作業、アンケートなどによるニーズ調査及び改善

③ 成果目標

県民福祉プラザの貸館部分に係る成果目標を、次のとおりとする。

（令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月の休館期間を除く）

ア 有料研修室利用者数 延べ 12,000 人

イ 有料研修室利用件数 500 件

(2) 福祉機器展示コーナーのリニューアル

令和7年度の大規模改修工事では、2階にある福祉機器展示コーナーを3階に移設し規模が縮小される見込みとなっている。各出展企業と連絡を取り合い、展示内容の見直しを行い、新たな展示スペースに適した展示数とする。また、福祉機器を使用する方の現状に合わせた最新機器の展示へ再構成することで、より関心をもって見学してもらえる展示コーナーとするため、休館中に整備を進める。

3 職員の状況

職 名	事務員	夜間事務 補助員	計
職員数 (人)	6	2	8

4 職員研修

法人内研修や外部研修など職務および職責に沿った内容の研修に参加する。また、貸館に係るシステム処理に関わるもの、来館者対応スキルに関わるもの、貸館設備に関するもの、福祉用具に関する研修については積極的に参加し知識を深める。

第2 八甲学園事業計画

【基本理念】

- (1) 利用者の尊厳
利用者の人権を尊重し、利用者一人ひとりを大切にしたい適切な支援を提供します。
- (2) 自立支援
利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、社会との接点を大切にしながら支援します。
- (3) 安心した生活
利用者や家族が安心して生活できるよう支援します。
- (4) 地域との連携
共生・共助の地域づくりに貢献します。

【基本方針】

- (1) 利用者の基本的人権が、あらゆる支援の中で保障されるよう努めます。
- (2) 利用者が安心して豊かな生活を営めるよう、一人ひとりの思いに寄り添い支援します。
- (3) 利用者、家族、地域社会から信頼される施設運営に努めます。

1 運営方針

八甲学園の運営にあたっては、令和7年度においても、基本理念のもと、利用者の尊厳の尊重、利用者の有する能力に応じた健やかな成長ができるよう、また、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者や家族等の思いに寄り添い、利用者、家族、地域社会から信頼される施設運営をしていく。

児童入所支援については、今後もより安定的なものとするため、現状の定員10人に対して入所児童10人を維持する。

就労継続支援B型事業については、令和6年度より新たに設置した「給食班」をより安定的に運営し、他の作業班も含め安定運営に向けて取り組んでいく。生活介護事業、相談支援事業、共同生活援助事業についても、それぞれの福祉サービスの向上及び利用者本位の安定した経営基盤の強化に取り組む。

地域住民の福祉ニーズの把握や学校、関係機関・団体との連携に努めながら、通所事業、共同生活援助事業における利用者獲得や利用率のアップ等に努め、建物の老朽化も含めた八甲学園全体のあり方や方向性を随時検討しながら運営していく。併せて、職員にとって働きやすい職場づくりの取組として、年次有給休暇取得の促進や時間外労働の削減、管理職やエルダーとの面談を含め、職場での話しやすい環境づくりに努める。

引き続き新型コロナウイルス感染症等の状況も見定めながら、地域や関係機関と連携し、より良質な福祉サービスの提供、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていく。

2 職員の状況

		園長	企画監	課長	主任	副主任	支援員	看護師	栄養士	事務員	世話人	調理員	運転員 当直員	合計
園 長		1												1
総務課			1					1	1	4			4	11
こども 支援課	入所			1		2	7							10
地域支援 第一課	生活			1		4	13	1						19
	相談				1	1								2
地域支援 第二課	就労					2	8					2		12
	G H			1	1	1	7				15			25
合 計		1	1	3	2	10	35	2	1	4	15	2	4	80

※嘱託医及び嘱託職員は含まない。

3 職員研修

新任職員育成研修プログラムほか年間研修計画（法人内研修や施設内外の研修）に基づいた研修を実施し、職責や職務に沿った人材育成に努め、職員全体の資質向上及び専門的な知識と支援技術の修得を図る。

また、利用者の人権・生命を守るために、虐待・身体拘束・権利擁護・コンプライアンス・リスクマネジメント及び危機管理（救命救急、防犯、防災、事業継続計画（以下「BCP」という。）、感染症対策等）に関わる研修を継続する。

4 行 事

（１）年間行事

月	全 体	こども支援課	地域支援第一課	地域支援第二課
4	・全体会議	・新職員交流会 ・花見外出（ドライブ）	・事業所説明会（生介） ・大掃除（生介）	・事業所説明会（就労 B・GH） ・避難訓練（就労 B）
5	・横内清掃ボランティア ・苦情解決協議会	・横内清掃ボランティア ・保護者懇談会 ・児童月間（端午の節句） ・粗大ごみ排出	・横内清掃ボランティア	・横内清掃ボランティア（就労 B） ・避難訓練（GH） ・新城清掃ボランティア（GH）
6	・地域防災懇談会 ・夜間総合消防訓練 （地域防災協力隊参加）	・地域防災懇談会 ・夜間総合消防訓練 ・大掃除ウィーク（2 週間） ・掃除お疲れ会	・地域防災懇談会 ・夜間総合消防訓練	・地域防災懇談会 ・夜間総合消防訓練 ・大掃除（就労 B） ・利用者の会「はっぴい」 レクリエーション（GH）
7	・なつまつり ・防犯講習 ・BCP机上訓練（地震・感染症・土砂災害等一部含む防災訓練）	・なつまつり ・GH サハス見学外出 ・夏休み行事 ・防犯講習 ・BCP机上訓練（地震・感染症・土砂災害等一部含む防災訓練）	・なつまつり ・避難訓練（生介） ・防犯講習 ・BCP机上訓練（地震・感染症・土砂災害等一部含む防災訓練）	・なつまつり ・避難訓練（就労 B） ・桂木町会夏祭り（GH） ・防犯講習 ・BCP机上訓練（地震・感染症・土砂災害等一部含む防災訓練）
8		・夏休み行事 ・ねぶた観覧 ・移行施設見学（ドライブ）		・カラオケ大会（就労 B） ・利用者の会「はっぴい」 レクリエーション（GH）

9	・BCP 実地訓練（土砂災害等一部含む防災訓練）	・かかしロード（ドライブ） ・月見会		・収穫祭（就労 B） ・あおもりホット音楽祭（GH）
10	・BCP 実地訓練（感染症対策訓練）	・障害者スポーツ大会 ・ハロウィン ・BCP 実地訓練（感染症対策訓練）	・大掃除（生介） ・BCP 実地訓練（感染症対策訓練）	・避難訓練（就労 B） ・利用者の会「はっぴい」旅行（GH） ・BCP 机上・実地訓練（感染症対策訓練）
11		・紅葉狩り（ドライブ）	・避難訓練（生介）	・避難訓練（GH） ・北蜚沢町会清掃（GH）
12	・合同研究発表会	・合同研究発表会 ・大掃除ウィーク（2 週間） ・大掃除お疲れ会 ・除雪お疲れ会 ・クリスマス会 ・年越しそば会 ・冬休み行事	・合同研究発表会 ・忘年会（生介）	・合同研究発表会 ・大掃除（就労 B） ・忘年会（就労 B） ・地域交流（就労 B）
1		・冬休み行事 ・新年会 ・おしるこ会		・利用者の会「はっぴい」新年会（GH） ・避難訓練（就労 B）
2	・後期総合消防訓練 ・救命救急講習	・後期総合消防訓練 ・救命救急講習 ・節分	・後期総合消防訓練 ・救命救急講習	・後期総合消防訓練 ・救命救急講習
3	・苦情解決協議会	・ひなまつり ・卒業を祝う会 ・さようなら会	・慰労会（生介）	・慰労会（就労 B） ※その他、各月に休日開所日を実施（就労 B） ※BCP 訓練は日程調整し実施予定（GH）

（２）定例行事（こども支援課）

内 容	回数等
・散髪 ・体位測定 ・苦情相談受付（第三者委員） ・避難訓練 ・精神科相談日 ・誕生会 ・スタッフ会議 ・学校連絡会 ・児童の会	概ね月 1 回 毎月 1 回 毎月 1 回 毎月 1 回 毎月 2 回 児童誕生日 毎月 1 回 第二養護学校は毎月 1 回 概ね月 1 回

5 健康管理

- 令和 6 年度に引き続き、園内全事業所においてインフルエンザワクチン接種を含む感染症予防対策を継続・徹底するとともに、感染症発生時の際の対応に万全を期し、利用者の健康を守る。また、入所児童については、発症時のクラスター化を未然に防止するためのコロナウイルス簡易抗原検査を定期的の実施する。
- 入所児童については体位測定（月 1 回）や健康診断（内科：年 2 回、歯科：年 2 回等）を定期的の実施し、健康状態を的確に把握する。
- 嘱託医、学校、家庭、GH 等との連携を強化しながら、疾病の早期発見及び早期治療に努める。

6 安全・防災管理

利用者が安全で安心した快適な生活が送れるよう防災・安全管理対策として次の事項を実施する。

- (1) 年2回の総合消防訓練、月1回の避難訓練、年1回のBCP机上訓練（地震・感染症対策・土砂災害等を一部含む防災訓練）、BCP実施訓練（感染症対策・土砂災害等訓練を一部含む）を実施。また、GHは年2回火災・地震・風水害等を想定した訓練を実施。
- (2) 防災担当者による消防自主点検及び消防法定点検の実施。
- (3) 年1回地域住民（八甲学園地域防災協力隊）の協力による夜間消防訓練の実施。

7 ボランティア・実習生の受入れ

- (1) ボランティアの受入れについては、地域社会とのつながりや相互理解、施設運営の活性化とともに、福祉の担い手の育成を目指し積極的に取り組む。今年度も地域や関係機関と連携しながら進めていく。また、これまで各事業所において未整備だったボランティア受入マニュアルを整備する。
- (2) 実習生の受入れに当たっては、真摯な対応を心掛け、次世代の施設職員を養成するという観念を持ち、人材育成の一助となるよう受け入れる。

8 地域との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、地域住民と連携し、地域との交流促進により福祉ニーズの把握に努める。また、障害児・者の理解と社会参加促進に努めながら、共生・共助の地域づくりの推進に努める。
- (2) 青森市との福祉避難所確保の協定に則り、災害発生時に依頼のあった場合には、福祉避難所を設置し、要援護者の方々に対し支援を行う。
- (3) GH利用者のうち、障害年金受給前などの理由により一定期間経済的支援が必要な方に対して、負担軽減等の実施など社会貢献活動の推進に努める。

I こども支援課

【児童入所支援】

1 運営方針

児童福祉法、障害者総合支援法、その他関係する法令等に基づき、入所児童一人ひとりが人間としての尊厳を守られながら、心豊かで健やかに成長し、地域社会の一員として自己の能力や特性に応じた暮らしができるよう、多様なサービスを提供する。

強度行動障害のある障害児に対して、障害特性に応じた専門的な支援を行い、行動障害の軽減に取り組むと同時に、職員の養成を進める。

効率的な運営を行い、今後も安定した経営基盤を確立する。

2 重点事項

- (1) 安定した経営基盤の強化
第1四半期中に新規児童3人の受入れと年度末の高等部卒業児童2人の退所・移行を管轄の児相等関係機関と連携しながら計画的に進め、受入・移行の一部期間を除き、定員10人の利用率100%を維持し、安定した経営基盤に繋げる。
- (2) 利用児童本位の福祉サービスの質の向上
利用児童の意思を尊重した支援計画に基づき、利用児童本位の個別化された支援を職員全体で統一して行い、また、利用児童支援における知識習得とスキルアップのための研修参加及びeラーニングを活用し、職員全体の支援の質の向上を図る。

3 事業概要

(1) 福祉型障害児入所施設

① 定 員 10 人

② 概 要

学校や関係機関と連携しながら、入所児童の健全な成長・発達を目指した生活支援を行うとともに、将来の生活に必要な身辺自立及び社会自立に向けた支援、移行支援を実施する。また、強度行動障害児童へは指導訓練を、被虐待による措置児童へは心理ケアと心理療法等を実施する。

③ 支援目標

ア 児童の人権を尊重し、心身ともに豊かな生活が送れるよう支援する。

イ 児童の発達段階・状況に応じ、日常生活に必要な基本的な生活習慣の伸長に向けた支援を行う。

ウ 児童が安全に安心して心豊かに暮らせるよう、家庭的な生活環境を整備し、児童の健康管理に留意する。特に衛生面については、徹底して取り組む。

エ 児童のニーズを的確に把握するとともに、個別性に配慮した支援計画に基づくサービスを提供する。

オ 個々の児童の意向や課題を踏まえた支援計画に基づき、家庭、学校、医療及び関係機関との連携を図りながら必要な支援を行う。

カ 強度行動障害と判定された児童に対しては、医師や看護師、心理士等とも連携し、専門的な統一した支援を行い、行動障害の軽減に取り組むと同時に、職員の人材育成、技術習得をもとに支援の定着化を図る。

キ 被虐待による措置児童への心理的ケアと支援の充実を図るため、当該児童に心理療法（心理検査、プレイセラピー、SST等）を実施する。

ク 地域交流を交えつつ地域の社会資源を活用し、個々に応じた自立生活ができるよう社会性の向上と社会参加の促進を図る。社会体験等については計画に基づき実施し、児童から要望のあった行事等については、必要に応じて検討する。

(2) 短期入所事業（空床型）

① 定 員 空床数による。

② 概 要

要予約とし、障害児・者を介護されている家族の方が、病気、出産、冠婚葬祭、行事等の理由により一時的に介護ができなくなった場合に、欠員及び入所児童の帰宅等により空いた居室を利用し、宿泊を伴う生活支援を提供する。

③ 支援目標

ア 障害児・者が安全に、安心して過ごすことができるよう環境を設定し、健康状態に配慮する。

イ 家族の要望にできるだけ添えるよう、家族や関係機関等と相談・連携しながら支援を行う。

II 地域支援第一課

【生活介護事業所はっこう】

1 運営方針

生活介護事業所では精神疾患、身体障害、自閉スペクトラム症、強度行動障害の利用者の障害特性に応じ、本人にとってわかりやすく生活しやすい環境設定を行うとともに、自信を持って取り組める日中活動の提供・身体機能の向上に向けた支援を行う。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

障害特性に合わせた活動グループで、様々なニーズに応じられる環境調整に努め、利用率115%超、令和6年度年間総収入比の2%増を目指し、安定した経営基盤を強化する。

(2) 利用者本位の福祉サービスの向上

利用者一人ひとりの特性に合わせた活動プログラムと個別化された支援を提供することにより、利用者主体の支援を行う。また、利用者の障害特性に合わせた高い支援技術が必要であるため、専門研修やeラーニングを積極的に活用し、職員の専門的知識の習得とスキルアップを図り、支援の質の向上に努める。

(3) 特別支援学校との連携強化

特別支援学校（第二養護学校・第一高等養護学校）と連携し、高等部3年生はもとより2年生、1年生の実習生を積極的に受け入れ、将来的に利用に繋がるような土台作りを強化し、契約利用者数の維持を図る。

3 事業概要

(1) 定員 20人

(2) 概要

主に障害支援区分5以上の障害の重い方、発達障害の方を対象に、日中活動の提供、日常生活スキルの向上に必要な機能訓練を実施する。

また、環境や活動内容を工夫し、利用者の持っているスキルを活かした生産活動、請負作業を行うほか、音楽・創作・運動・レクリエーションの活動プログラムを組み、日中活動の充実を図る。

(3) 支援目標

- ① 利用者の障害特性に合わせた環境設定を行い、柔軟で自立的な活動ができるような視覚的な支援、コミュニケーション支援を行う。
- ② 利用者一人ひとりの身体機能や障害特性、個別のニーズ等に基づいた個別支援計画を立案・実施し、本人が達成感と成功体験を積み重ねられるようにする。
- ③ 軽作業（リサイクル、請負等）を実施し、日中活動の充実を図る。
- ④ 毎月、創作活動・調理・音楽やダンス・ゲーム活動・アニマルセラピー・園外活動等の様々なレクリエーション活動を実施し、余暇と地域活動の充実を図る。
- ⑤ 利用者のサービスを円滑に行うために関係機関、家庭との連携を強化する。また、園内他事業所、事業団発達障害支援力強化検討委員会等と連携し、機能を活用できるよう取り組む。

【相談支援事業所あおば】（指定特定相談支援、障害児相談支援）

1 運営方針

利用者やご家族がおかれている環境やニーズに応じた障害福祉サービス等を利用いただくために、総合的な相談支援を行う。また、多様なニーズに応える包括的なサービス等利用計画を立てるために、地域の社会資源の掘り起こしを行い、行政や関係機関等と連携していく。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

効果的かつ効率的な安定運営のため、計画相談と障害児相談の契約者の比率を4：

1、契約者数約200人を維持する。また、主任相談支援専門員の配置加算を取得し、必要に応じて適正にモニタリング頻度を増やすことにより年間相談件数620件を目指し、収支改善を図る。

(2) 質の高い相談支援の提供

主任相談支援専門員を配置することで、行政機関や市内の相談支援事業所とも連携を密にし、地域の相談支援体制の強化と地域づくりの推進に努め、利用者が主体的に地域で最適な生活を送るため、質の高い相談支援を提供する。

3 事業概要

(1) 概要

① 障害者や障害児等が障害福祉サービスや障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

② 障害者等の福祉に関する全般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報（障害福祉サービス等）の提供及び助言を行う。

(2) 支援目標

① 利用者の人権尊重を基本とし、利用者やご家族の意向や選択を尊重しながら、利用者一人ひとりの能力、適性、ニーズ等に基づいたサービス等利用計画の作成を行う。

② 利用者やご家族が地域で安心して生活するために、権利擁護及び社会資源を活用するための助言、情報提供等の支援を行う。

③ 地域又は関係機関との信頼関係を深め、連携を密に行う。

④ 圏域会議や市の連絡会議への参加を通じてネットワークの構築を強化し、相談支援専門員として情報の共有に努める。

⑤ 研修等への積極的な参加と自己研鑽に努め、相談支援専門員の資質の向上に努める。

Ⅲ 地域支援第二課

【就労継続支援B型事業所はっこう】

1 運営方針

就労継続支援B型事業所では利用者個々の意向を尊重しながら、その適性を反映した作業支援を行うとともに、工賃の向上を図る。利用者が意欲と安心感を持って活動し、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう取り組む。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

安定した経営基盤の強化のため、契約利用者1人増、利用率110%超、令和6年度年間総収入比5%増を目指す。

(2) 利用者本位の福祉サービスの向上と魅力ある事業所作り

利用者個々の意思決定を尊重した支援を行い、開所日数を増やし生産活動や社会参加の機会が増えることにより、工賃の向上に繋がり、利用者が主体的で充実した生活を送ることができる魅力ある事業所作りに努める。

(3) 作業班の体制整備

令和6年度スタートの給食班をさらに安定的に運営できるよう、各種課題に取り組む。また、他の作業班においても、作業内容、作業のやりがい、作業環境の改善等について随時検討しながら対応する。

3 事業概要

(1) 定員 20人

(2) 概要

一般就労等が困難な利用者に対し、作業による生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

(3) 支援目標

- ① 利用者一人ひとりのニーズに即した支援計画に基づき、強みを伸ばし、働く喜びを実感できる支援を行う。
- ② 安全・快適に作業ができる環境を提供する。
- ③ 開所日については、作業はもとより、利用者の各種スキルの向上と社会参加の促進を図る。
- ④ 地域や関係機関等との連携を強化し、共生・共助の地域づくりに貢献する。また、事業所の機能を活かし、園内他事業所に作業見学、体験等の機会を提供し、連携する。

(4) 生産活動

① リサイクル班

青森市内の企業等から提供を受けた有価資源物（空缶、ペットボトル等）の回収作業や分別及びプレス加工作業を行う。また、ボランティア団体『夢クラブ八甲田』の一員として地域と連携し、ペットボトルキャップの回収・選別作業を行う。

② 請負・農産班

八甲学園における一般清掃業務や企業等からの受託作業（青森市公園管理、県民福祉プラザ植栽管理、GH除雪）等を行う。また、園内ビニールハウスでの野菜作りのほか、利用者にとって有益な新たな受託作業がある場合は、積極的に請け負う。

③ 給食班

八甲学園厨房を使用した、園内全事業所への給食提供をし、利用者については補助作業（調理・配膳を除く清掃等）を行う。

【共同生活援助事業所サンハウス】

1 運営方針

共同生活援助事業所では、利用者の意思を尊重し、安心して生活できる住環境を提供するとともに、利用者が地域住民の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会資源の活用、関係機関や地域との連携を図りながら支援を行う。

2 重点事項

(1) 安定した経営基盤の強化

安定した経営基盤の強化のため、空床が出た場合には新規利用者の獲得に取り組み入居率100%を目指すとともに、支援や環境のさらなる充実により利用者の定着を図る。

また、支援体制の強化と加算及び収入の増加に向けて、利用者の様々なニーズに応じながら、場合によっては定員の増員変更やそれに伴う新規利用者の獲得も視野に入

れながら事業を進めていく。

(2) 利用者本位の福祉サービスの向上

コロナ禍以降活動を休止していた利用者の会「はっぴい」の再始動に向け、各グループホーム同士での連携や協力できる体制づくりを進める。また、支援にあたっては、利用者の意思決定を尊重し、利用者本位の支援を行う。

(3) 地域連携推進会議の設置・開催

地域や外部団体と連携・協力をすることで、「地域との関係づくり」「施設等やサービスの透明性・質の確保」につながることを目的として、令和7年度から義務化となった地域連携推進会議を設置し、各グループホームにおいて年1回開催する。

3 事業概要

(1) 定 員 55 人

No.	名 称	定 員	場 所	備 考
1	サンハウス	7 人	桂木	一戸建て
2	第二サンハウス	5 人	蛭沢	一戸建て
3	第三サンハウス	5 人	新城	一戸建て
4	第五サンハウス	6 人	幸畑	アパート形式
5	旭ハウス	5 人	大野	一戸建て
6	第六サンハウス	5 人	桂木	一戸建て
7	第二とうとうハイム	5 人	筒井	アパート形式
8	おくのハウス	7 人	奥野	一戸建て
9	紅葉ハウス	5 人	新城	一戸建て・夜間支援体制
10	第二紅葉ハウス	5 人	新城	一戸建て・夜間支援体制
		計 55 人		

(2) 概 要

利用者が地域で自立した生活を送るため、共同生活を営むべき住居において行われる相談、食事提供、金銭管理、健康管理、その他の必要な日常生活上の援助を行う。

(3) 支援目標

- ① 利用者の主体性を尊重し、意思やニーズに応じたサービスを提供する。
- ② 利用者が地域社会の一員として安心して生活できるよう、就労先や日中活動の場、相談支援事業所、市町村等の各種関係機関と連携し支援を行う。
- ③ 利用者の心身の状態を通院状況や健診結果から把握し、医療機関等との連携に努め、健康管理に配慮する。
- ④ 食事提供において、栄養士監修によるバランスのとれたメニューの提供を行い、各グループホーム間のサービスの質の平準化と利用者の食事に対する満足度向上を図る。
- ⑤ 火災・地震・風水害等を想定した防災訓練、BCPに基づく訓練により、各種災害への意識を高め、安全対策に取り組む。
- ⑥ 感染症対策について啓発を行うことで利用者の協力を得ながら、発生予防、拡大防止に取り組む。
- ⑦ 利用者の会「はっぴい」やあおもりグループホーム連絡協議会等の活動を通じて余暇活動の充実を図る。
- ⑧ 見学・体験利用の受入れを積極的に行い、希望者に対し情報提供を行っていく。
- ⑨ 各グループホームの環境整備及び修繕を随時行い、住環境の向上に努める。

第3 安生園事業計画

【基本理念】

利用者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活ができるよう真心を持って支援します。

【基本方針】

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行います。
- 2 個々の利用者が有する能力に応じて、自立した自分らしい生活が送れるよう支援し、明るく家庭的な雰囲気のある、笑顔あふれる施設づくりに努めます。
- 3 利用者・家族・地域との結び付きを大切にし、信頼される施設運営に努めます。
- 4 地域貢献など時代のニーズに即した事業展開に努めます。
- 5 安生園の有する機能（養護老人ホーム安生園、ヘルパーステーションあんじょう、居宅介護支援センターあんじょう）が連携し、新規利用者獲得に向けた情報発信等を図り安定的経営基盤の確保に努めます。

1 運営方針

安生園の運営に当たっては、各種法令及び当事業団職員倫理綱領を遵守するとともに、法人理念及び安生園の基本理念・基本方針に基づいて、常に利用者一人ひとりの意思と人格を尊重し、安心して充実した生活が続けられる生活支援と介護サービスを提供する。

また、施設の老朽化に伴う設備等の修繕と利用者の居住環境整備、感染症予防対策に継続して取り組み、安心できる生活環境の提供に努める。

人材不足が深刻化する中、各種資格取得に向けた実習と学校教育等の体験活動を積極的に受け入れ、福祉への理解や魅力を発信するとともに、働き続けられる職場環境づくりに努め、人材確保と育成を図る。

新規利用者獲得に向け安生園が関連する市町村・地域包括支援センター・医療機関等へ情報発信等を行うとともに連携を図り、安定的経営基盤の確保を目指す。

2 職員の状況

(1) 養護老人ホーム安生園

職名	園 長	総務課長	栄 養 士	看 護 師	事 務 員	専任当直員	嘱 託 医	計
人数	1	(1)	1	2	2	3	(2)	22 (嘱託医含 24)
職名	高齢者支援推進監 (総務課長事務取扱)	高齢者支援課長 (主任生活相談員)	生活相談員	支 援 員 (主任支援員)	支 援 員	業務補助員		
人数	1	1	3	1	5	2		

(2) ヘルパーステーションあんじょう

職名	管理者 (サービス提供責任者)	サービス提供 責任者	支援員 (訪問介護員)	訪問介護員	計
人数	1	1	2	5	9

(3) 居宅介護支援センターあんじょう

職名	管理者 (主任介護支援専門員)	介護支援専門員	計	職員数合計 (人)	34 (嘱託医含 36)
人数	1	2	3		

3 職員研修

利用者支援に当たり、福祉の専門職として質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上と専門的知識や支援・介護技術の取得に努めることを目的に研修委員会を設置し、職場内外の研修を計画的に実施し、人材の育成に努める。

また、各種研修会等を受講し利用者支援の向上を図るほか、高齢者虐待及び人権擁護について園内研修等を重ね、組織的に虐待防止と人権擁護を進める。

各種研修を受講した内容については、毎月行われる全体会議や支援課会議において研修受講職員が伝達し、参考となるものについて実践に生かすとともに、定期的にフィードバックし問題解決やスキルアップに努める。

4 行 事

(1) 年間行事

月	各種行事予定	所 属
4 月	自治会総会（転入・新任職員紹介・事業計画の概要説明） 観桜会	安生園・ヘルパー・居宅 安生園
5 月	交通安全教室（青森警察署） 三内霊園墓清掃 園庭整備 虹ヶ丘町会交流（街路花植え町会主催）	安生園 安生園 安生園 安生園
6 月	夜間想定防災訓練・防災教室 地域交流懇談会 ドライブ外出（チューリップ鑑賞） 地域老人クラブ交歓輪投げ大会	安生園 安生園 安生園 安生園
7 月	地域防災協力隊合同夜間防災訓練 納涼夏祭り 園庭整備 虹ヶ丘町会夏祭り参加（町会主催）	安生園 安生園・居宅 安生園 安生園
8 月	ねぶた祭観覧・ラッセランド・ねぶたの家ワラッセ等見学 ※いずれか予定 お盆墓参	安生園 安生園
9 月	敬老会 炊出し訓練・風水害等防災訓練	安生園 安生園・ヘルパー・居宅
10 月	三内霊園墓清掃 園庭整備・粗大ごみ処分 虹ヶ丘町会交流（清掃等町会主催）	安生園 安生園 安生園
11 月	文化祭	安生園
12 月	年忘れお楽しみ会	安生園
1 月	おせち料理会 初笑いミニ運動会	安生園 安生園
2 月	節分豆撒き マグロ祭り	安生園 安生園
3 月	物故者慰霊祭 転出職員紹介	安生園 安生園・ヘルパー・居宅

(2) 定例行事等

利用者定例行事等	内 容	回 数
各寮懇談会	利用者の意見聴取、園行事及びお知らせ周知等	毎月1回
第三者委員相談	利用者からの申出により第三者委員に苦情等の相談をする	毎月1回
転倒予防体操	利用者対象に健康維持活動	週5日
音楽クラブ	外部講師による音楽活動	毎月1回
フレイル予防総合的取組	創作活動・紙芝居・N O園作業・健康指導・栄養指導・体力測定・健康体操	随 時
出張販売(食品・日用品・催事・クリーニング等)	利用者対象に定期的に実施される販売会	毎月1～4回
理美容(有償)	希望する利用者に理美容業者が訪問し、カット、パーマ等実施	毎月2回
ビデオ音楽鑑賞及び映画鑑賞	余暇支援活動	毎月2回
生きがい支援 (町内除草・交流活動等)	外部からの交流依頼等により、利用者が参加し交流を図る	随 時
市内遊覧	ドライブ・買物・飲食等	随 時
利用者嗜好調査	嗜好に合わせた食事提供の充実を図る	年1回
利用者満足度調査	満足度調査を実施し、環境や支援の改善を図る	年1回
広報「ひびき」発行	園での活動を家族等へ広報活動	年3回
自治会代表者会議	利用者からの意見を踏まえ行事企画等を行う会議	年4回
コーヒーサロン	ケーキや団子、コーヒー、クリームソーダ等、提供し楽しむ機会	年3回
園内大掃除	換気扇や暖房器具などの清掃	年2回
環境整備(網戸清掃・除草等)	環境美化に努める	随 時

(3) 会議・委員会等

会議・委員会	所 属	回 数
全体会議	安生園・ヘルパー・居宅	毎月1回
支援課会議	安生園	毎月1回
入所検討会議	安生園	随 時
個別支援会議	安生園	随 時
苦情解決会議	安生園・(利用者自治会)	随 時
厨房会議	安生園・委託業者	毎月1回
給食会議	安生園・(利用者代表)・委託業者	毎月1回
ミーティング	安生園・ヘルパー・居宅	毎 日
連絡調整会議	安生園・ヘルパー・居宅	随 時
ヘルパー研修会・会議	ヘルパー	毎月1回
居宅定例会議	居宅	週1回
事故防止委員会	安生園・ヘルパー・居宅	随 時
感染症対策委員会(BCP含) 衛生推進委員会	安生園・ヘルパー・居宅	年4回
人権擁護委員会(虐待防止・ 身体的拘束適正化含)	安生園・ヘルパー・居宅	年4回
フレイル予防委員会	安生園	随 時

業務改善委員会	安生園・ヘルパー・居宅	年4回
防災委員会（BCP含）	安生園	随 時
安生園住環境整備・改築、修繕 検討委員会（三内霊園含む）	安生園	随 時
サービス評価・向上委員会	安生園・ヘルパー・居宅	随 時
ホームページ・広報委員会	安生園	年4回
環境整備委員会	安生園	随 時
研修委員会	安生園・ヘルパー・居宅	随 時
図書委員会	安生園	随 時

（4）クラブ活動

クラブ	回 数	クラブ名	回 数	クラブ名	回 数
創 作	毎月1回	書 道	毎月1回	相撲星取り	年6回
華 道	毎月1回	園 芸	随 時	カラオケ・ビデオ	毎月2回

5 健康管理

利用者一人ひとりの健康状態を把握し疾病の早期発見に努め、身体的・精神的に健康で安定した生活ができるように年間計画に基づき実施する。

【年間保健衛生実施予定表】

月	内 容	月	内 容
4 月	結核健診	10 月	秋の定期検診 嘱託医による保健衛生指導
5 月	春の定期検診	11 月	インフルエンザ予防接種（任意） 新型コロナワクチン接種（任意）
6 月	食中毒対策強化、 嘱託医による保健衛生指導	12 月	冬季の健康管理 感染症対策強化
7 月	食中毒対策強化 夏の健康管理	1 月	冬季の健康管理 感染症対策強化
8 月	夏の健康管理 防虫対策・食中毒対策強化	2 月	冬季の健康管理 感染症対策強化
9 月	防虫対策・食中毒対策強化	3 月	冬季の健康管理 感染症対策強化
毎月	検温・血圧測定、体重測定	毎週	定期通院（村上病院（火曜日））
嘱託医 診察	内 科（月2回） 精神科（毎月第1木曜日）	通年	水分補給、健康体操
歯科 検診	歯 科（年2回）	口腔 指導	歯科口腔衛生（年4回）

6 安全・防災管理

（1）リスクマネジメントの徹底

高齢者施設では、利用者の加齢に伴い転倒や誤嚥等の事故に繋がる頻度が高く、事故防止に向けた委員会を毎月開催している。ヒヤリハット、アクシデント報告事例を基に、事故防止委員会で分析し、防止に努めるよう支援課会議等において周知徹底を

図る。

(2) 交通安全対策

利用者への交通法規に対する理解を深めるため交通安全教室を開催する。また、日々の外出・通院時に注意を促すとともに、提示物での注意喚起や毎月の懇談会での啓発を積み重ね、意識の浸透を図る。

(3) 防災管理

利用者が安全で快適な生活ができるよう防災対策として次の事項を実施する。

- ① 日常的に火災の未然防止に心がけるとともに、非常事態における分担事項の徹底と利用者に対して、避難方法・災害防止・危険予防について周知徹底を図る。
- ② 消防署の指導の下に防災・避難訓練等を計画的に実施する。
 - ア 総合防災訓練の実施
 - イ 防災教室の実施
- ③ B C Pに基づいた訓練の実施
 - ア 非常時における炊き出し訓練
 - イ 風水害訓練の実施
- ④ 防災担当者による自主点検及び法定点検の実施により、予防の徹底を図る。
- ⑤ 掲示された避難経路図を基に避難誘導の迅速化を図る。
- ⑥ 地域住民の協力（安生園地域防災協力隊）による夜間避難訓練等を実施し非常時の備えに万全を期する。

7 ボランティア・実習等の受入れ

利用者との交流、施設への理解及び支援活動を推進するとともに、ボランティアを積極的に受け入れ育成する。

養成校等の実習生、職場体験学生の受入れにあたっては、「実習受入要綱」に基づいて受入れに協力することを基本とし、実習効果を高めるためのプログラムを設け福祉人材の育成を目指して指導の充実に努める。

I 養護老人ホーム「安生園」

1 運営方針

- (1) 新規利用者獲得及び定員に応じた利用者数の維持に向け、各市町村、地域包括支援センター、関係医療機関等と連携を図り安定した経営基盤の確保を目指す。
- (2) 利用者の権利擁護と意思決定を尊重した支援計画に基づいて、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する。
- (3) 利用者のアセスメントに合わせた介護予防に取り組み、要支援又は要介護者の介護サービス利用にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等と連携して、安心できる介護サービスの提供に努める。
- (4) 利用者が快適な生活が送れるよう、居住環境の整備、感染症予防、生きがいの創出、虐待防止、リスクマネジメントの強化などに留意して支援する。
- (5) 利用者の高齢化に伴う介護の漸増、ニーズの多様化（認知症、虐待、触法等）に対応した職員研修の充実を図り、対応力の強化に努める。
また、実習生、ボランティア、中・高校生の職業体験学習を積極的に受け入れ、福祉事業への啓発に努める。
- (6) 地域との繋がりが途絶えないように、可能な限り感染症対策を講じた中で交流を図る工夫をし、地域との連携と福祉ニーズの把握に努める。

2 重点事項

- (1) 安定的経営基盤の確保
青森市内の地域包括支援センターや関係医療機関連携室などへ訪問し事業の周知に努めるほか、空床情報を随時発信し定員 80 人の満床に向けた取組を進める。
また、入所対象者の発掘に向けて、社会福祉の増進、地域支援を軸にして活動する地域の民生委員等へ理解促進のための PR 活動を行うほか、入所者数の減少に応じた定員の見直しと一部特定施設への変更も検討し、経営の安定化を目指す。
- (2) 住環境の整備
既存施設の老朽化に伴い、長寿命化を見込んだ部分的改修、付帯設備の修繕・更新など利用者の快適な住環境の維持に重点を置いた居室リフォームを随時実施する。
また、改築等を視野に養護老人ホームの施設整備について青森市と情報交換を継続する。
- (3) 感染症対策の強化
感染症対策を講じたゾーニングエリアと陰圧室を活用し、感染症拡大防止の強化を図る。
また、施設の特徴を踏まえ、訪問介護事業所等の外部サービス利用も念頭において関係機関等との情報の共有など、より細かな体制を整え安全確保に努める。
- (4) 利用者支援の充実
利用者個々の身体機能、認知機能、生活機能等の ADL の低下予防に向け、食事、口腔ケア、余暇活動等の充実に努め、特性に配慮した支援に取り組む。
- (5) 虐待防止と人権擁護
全国的に高齢者虐待の件数は増加傾向にあるため、改めて高齢者の虐待防止と権利擁護について研鑽を重ね、利用者が安心して生活できる環境作りを進める。

3 事業概要

(1) 事業名 養護老人ホーム

(2) 定員 80人

(3) 概要

老人福祉法に基づき、原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において一人で生活することが困難な方を養護するとともに、社会活動に参加するために必要な支援及びその他の援助を行う。

(4) 支援目標

① 自立した生活形成に向け、利用者個々の意向と状態を把握し、長く生活できるよう適切な支援につなげる。

また、終末期を迎えた利用者について、医療と連携し可能な支援とサービス提供に努める。

② 利用者健康管理に努め健康診断及び歯科検診、口腔衛生、予防接種等を通し、疾病の予防、早期発見・治療に努め、日常の保健衛生意識の向上を図る。

また、手洗いやうがい、消毒の励行と健康の保持と感染症予防に努める。

③ 生きがいづくりと、余暇活動の充実を図り、個々の希望に添えるような園内外活動とクラブ活動の充実、自治会活動・懇談会等を通じて主体性を発揮できる環境を整える。

④ 苦情解決事業による利用者の日常的な状況把握と意見傾聴のため、相談・意見箱の設置及び満足度調査を実施し、利用者の権利擁護を推進する。

⑤ 高齢者の虐待防止と人権擁護に取り組み、信頼され安心して生活できる環境作りを進める。

Ⅱ 訪問介護事業所「ヘルパーステーションあんじょう」

1 運営方針

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者が、要支援又は要介護状態と認定された場合に、入浴・排泄・食事・通院等の「身体介護」、洗濯・掃除等の「生活援助」の支援、「通院等乗降介助」を行うことにより、その利用者が可能な限り居宅及び安生園において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援する。

また、要介護、要支援認定者の訪問介護サービスの利用希望に対して、いつでも即応できる体制づくりを図る。

2 重点事項

(1) 安定的経営基盤の確保

安定した経営に向け、人材の確保と働きやすい環境作りに努め、月平均利用45人を目指す。また、利用者の潜在ニーズに着目し、サービス提供につなげる。

(2) 職員の資質向上

毎月の事業所内研修及び外部研修の機会を多く持つことにより、ヘルパーとしてのスキルアップを図り、信頼される事業所を目指す。

3 事業概要

(1) 事業名 訪問介護事業・介護予防訪問介護相当事業・福祉有償運送事業

(2) 概要

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者で、要支援・要介護者に対して指定訪

間介護計画等に基づき、入浴・排泄・食事・通院等の介助、洗濯・掃除等の日常生活に必要な支援、及び通院等乗降介助を個別に訪問して実施する。

(3) 支援目標

- ① 訪問介護及び介護予防訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態にならないよう予防に資するように目標設定し、ADLの維持・向上を目指す。
- ② サービス利用計画に基づいた適切なサービスに努める。
- ③ 訪問介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に支援するとともに利用者又は家族（身元引受人）に対し、サービスの提供方法等について理解できるように説明する。
- ④ 利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、信頼関係を築く。
- ⑤ 自ら提供する指定訪問介護等のサービスの質の評価を行い、その改善に努める。

Ⅲ 居宅介護支援事業所「居宅介護支援センターあんじょう」

1 運営方針

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者が、要介護状態と認定された場合に、利用者の選択に基づき、その有する能力に応じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、可能な限りその居宅等において、自立した日常生活を営むことができるように支援する。

2 重点事項

(1) 安定的経営基盤の確保

要介護利用者、介護予防利用者のケアマネジメントを行い、月平均 69 件の利用者数を目指す。

(2) 職員の資質向上

外部研修等に参加するほか、事業所内研修や事例検討を重ねることにより、介護保険制度だけでなく、他制度に関する理解も深めることで、ケアマネジメントの質の向上を図る。

3 事業概要

(1) 事業名 居宅介護支援事業

(2) 概 要

介護保険において要介護状態と認定された方に対して在宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者の心身の状況や環境、意向等を勘案して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、当該居宅サービス計画に基づく在宅サービスが確保されるよう、事業者等との連絡調整を行う。

また、市町村、地域包括支援センター等からの依頼による介護保険認定の申請・更新等の申請代行や介護に関する様々な相談に応じる。

(3) 支援目標

- ① 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- ② 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

第4 障害者総合福祉センターなつどまり事業計画

1 運営方針

令和7年度の運営にあたっては、引き続き法令遵守の徹底と権利擁護を推進するとともに、様々な社会資源等を活用しつつ、利用者が生きがいを持って楽しく、安心して快適に日常生活を送ることができるよう、家族や関係機関等と連携しながら、より充実したサービス提供を行う。

また、今年度は「青森県すこやか福祉事業団基本計画」の最終年となることから、基本計画で定めた課題への取組計画を踏まえ、施設運営に万全を期するとともに、計画の確実な執行に努める。併せて、経営基盤の安定を図るため、法改正の動向や社会変化を的確に把握しながら、利用者及び職員の確保等に積極的に取り組むとともに、特に原油価格・物価高騰が続く中、その影響を最小限に抑えるために、事業実施方法等の見直し・工夫を行いながら、費用対効果を検討し経費削減を徹底した上で経営改善に努める。

人材の確保及び育成・定着では、ハラスメント防止対策や働き方関連法の適切な対応のほか、“報連相”の徹底や業務の効率化、時間外労働の縮減など、職員が働きやすい職場環境づくりに向けて取り組む。

高齢や基礎疾患を有するなど、感染症で重症化リスクの高い利用者が多く入所していることから、引き続き感染予防対策を徹底しながら、安心して利用できる施設運営を目指す。

また、災害対策も含め、BCPに基づき必要な物品等の整備・点検と研修・訓練を実施し、強化を図っていく。

2 重点事項

(1) 感染症及び自然災害時の対策強化

- ① BCPに基づき物品等の整備、研修及び訓練を実施し、対策の強化を図る。

(2) 人材確保と育成・定着

- ① 幅広い層への人材確保の取組
- ② OJTの実施と計画的な研修受講（サポーターズカレッジの受講）

(3) 働きやすい職場づくりとコンプライアンスの徹底

- ① 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動の推進
- ② コンプライアンス宣言（行動指針）の推進及び自己チェックの実施（年4回）
- ③ ハラスメント防止対策の強化（研修の開催及び通報・相談窓口の周知）

(4) 利用者の様態に合わせた施設間（しらかば寮、さつき寮）での利用調整

3 職員の状況

所 属	所長	寮長	課長	主任	副主任	支援員	看護師	事務員	栄養士	運転員	専任 当直員	合計 (人)
総務課	1		1		(1)※			3	2	1	3	11
しらかば寮		(1)※	2	2	4※	39	1					48
さつき寮		1	1	2	3	19	2					28
合 計	1	1(1)	4	4	7(1)	58	3	3	2	1	3	87

※所長はしらかば寮長（1）を兼務とし、総務課副主任（1人）は栄養士、しらかば寮副主任（4人）に看護師計1人含む。

※さつき寮相談支援事業所はさつき寮として集計し、嘱託医は除く。

4 職員研修

当法人の人材育成実施要綱及び施設内研修計画に基づいた研修を実施し、高い専門性や職級に応じたスキルを備えた職員を育成する。特に、新任職員の早期戦力化に向け、新任職員育成プログラムを作成し実施するほか、施設全体でOJTを推進する体制に努める。

また、高齢化及び重度化した利用者や精神疾患を抱える利用者など、特別な支援が必要な利用者に対して、専門的支援を継続して提供できるよう、強度行動障害や認知症に関する研修など、各施設において必要とする研修を計画的に実施する。併せて、自己啓発の機運を高め自律的学習を促すために、サポーターズカレッジの受講を積極的に支援するとともに、職員個々の資格取得研修を推奨し、人材育成に積極的に努める。

5 健康管理

健診（血液検査・心電図・結核検診・血圧測定・尿検査）や癌検診（30歳以上の女子利用者には子宮癌検診、20歳以上の女子利用者には乳癌検診、40歳以上の利用者には胃癌及び大腸癌検診）を実施しながら、嘱託医（精神科）や家庭との連携を強化し、疾病の早期発見及び早期治療に努める。

なお、協力医療機関はもとより、緊急時には県立中央病院や嘱託医、家族等と連携し迅速に対応する。

6 食 事

食事は健康保持のため重要なものであり、施設生活における大きな楽しみの一つでもあるので、少しでも家庭的な雰囲気の中、楽しくゆっくりくつろいだ食事ができるよう配慮しながら提供する。

また、季節の食材を取り入れた多彩な献立や暦行事に合わせた行事食等の提供に努めるとともに、利用者の栄養・健康状態に着目した栄養マネジメントを実施するほか、嗜好調査や給食委員会において、利用者等の意見・要望を取り入れながら、状態に合わせた食事形態を試行するなど利用者の食生活の充実に努める。

7 安全・防犯対策

（1）安全対策

- ① 利用者の安心・安全な生活を維持するため、事故等の未然防止に努めるとともに、施設設備の保全に万全を期す。
- ② 事故発生時には迅速な対応及び職員間の連携が必要であるため、各種マニュアルの周知徹底を図るとともに、インシデント、アクシデントレポート等の速やかな報告と内容の検討により対応策を講じる。

（2）防犯対策

外部からの不審者等の侵入に対する危機管理の観点から、利用者の安全確保を最優先とした、危機管理体制マニュアル（不審者対応）の周知徹底を図るとともに、不測の事態を想定した不審者等に対する防御用具の使用方法及び対応・実技について専門機関（警察等）の協力を得て訓練を実施する。

8 災害・感染症対策

（1）災害対策

- ① 新採用及び転入職員等に対し、非常時における対応について防災教育を行う。
- ② 消防・防災（風水害等）計画に基づいて消防訓練及び風水害等を想定した訓練を実施するとともに、地域防災協力隊や関係機関との連携強化を図る。また、防災及び関連設備、機器の取扱い、使用方法について周知を図る。
- ③ 非常時の備蓄食品（水・食材）として、常時3日分を確保するとともに、保管にあたっては、衛生面や保管場所を分散させるなどに留意する。
- ④ 自然災害におけるBCPに基づいて研修及び訓練を実施し、災害対策の強化を図る。

（2）感染症対策

- ① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化に伴い、感染対策指針に則り、感染対策委員会の定期的な開催及び内容についての周知徹底、BCPに基づく定期的な研修及び訓練を実施し、感染症対策の強化を図る。
- ② 感染者発生時は、迅速なゾーニング等感染拡大予防策を講じて、感染範囲を最小限にし、短期間に収まるよう努める。

9 実習・ボランティアの受入れ

地域の住民や学校等によるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つであり、積極的かつ計画的に受け入れし、施設の機能をより発展させるようにする。

また、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験学習（小学生の職場見学、中学生の職場体験、高校生のインターンシップ等）へ協力し、養成機関から依頼された実習については、県外、県内を問わず人材育成の見地からできる限り受け入れする。

ただし、感染症の流行状況等を踏まえながら予防対策を最優先にして取り組む。

10 地域社会との連携

地域に開かれた施設として、施設運営に関しても地域住民と連携し交流促進に努める。また、関係機関等と連携し、短期入所事業や日中一時支援事業、地域生活支援拠点事業を実施し、地域で生活する障害児者を支援する。

さらに、共生社会の実現と社会福祉法人の使命である社会貢献の観点から、多様化・複雑化が進む地域の福祉ニーズを的確に把握しながら対応していく。

特に、令和7年度からは、義務化された地域連携推進会議を開催し、施設と地域が連携し、目的とされている利用者と地域の関係づくりや施設や利用者に関する理解促進、サービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護のために取り組む。

第4-1 障害者支援施設「しらかば寮」事業計画

【基本理念】

利用者一人ひとりが安心して、明るく楽しい生活が送れるように真心をもって支援します。

【基本方針】

- 1 利用者の立場に立って、一人ひとりの権利を守ります。
- 2 潤いと生きがいのある生活が送れるよう、よりそう支援や介護ケアを行います。
- 3 利用者、家族、職員が一体となり相互の幸せを目指します。
- 4 地域とのつながりを大切にし、信頼される施設を目指します。
- 5 いつも笑顔のある職場づくりに努めます。

1 運営方針

しらかば寮の利用者は、障害支援区分5以上の利用者が85.9%（67人）、60歳以上の利用者が39.7%（31人）を占め、重度・高齢化が引き続き高い水準にある。特に、ADLの低下を来たす人が顕著になり、介護の度合いや有病率（通院・入院率）が高くなっており、肺炎等の疾病で亡くなる人も増え、入所者数が定員に満たない時期が続いている。

この現状を踏まえながら、令和7年度の運営に当たっては、安定した経営基盤を維持するために相談支援事業所等へ入所者募集の働きかけや体験利用等の受入れを行い、空床期間の短縮や入所定員80人の満床に向けた取組を引き続き進めていく。

利用者支援では、職員間で意思決定支援の原則を共有した上で個別支援会議等における本人参加の体制を定着させるとともに、生活のあらゆる場面で本人の意向や選択等を尊重した支援に取り組む。また、虐待防止や身体拘束適正化に対する意識が徹底されるよう対策強化に努める。

併せて、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染のほか、新興感染症についても状況等の最新の情報を取り入れながら、引き続き基本的な感染防止対策を徹底する。

2 重点事項

- （1）重度利用者・発達障害利用者に対する支援の充実
 - ① 各種研修受講による基礎知識、専門性、スキルの習得
 - ② コンサルテーションの活用と特性などに応じた個別活動の提供
- （2）高齢利用者に対する支援の充実
 - ① 見守り機器などの介護ロボットの計画的購入
 - ② 介護予防・認知症に関する支援技術の向上と生きがいづくり活動の提供
- （3）安定的経営基盤の強化
 - ① 相談支援事業所や各関係機関（病院等）との連携の強化
 - ② 入所に向けた見学、体験利用の積極的实施
- （4）組織機能の強化
 - ① 職員ユニット制による職員育成
 - ② ICTを活用した支援内容の充実と業務の効率化推進
- （5）障害福祉サービスの適正化の推進
 - ① 意思決定支援の構築
 - ② 福祉サービス第三者評価の受審
 - ③ 地域連携推進会議の開催

(6) 生活支援環境（居住棟見直し）の整備・向上

3 職員の状況

※なつどまり事業計画参照

4 職員研修

※なつどまり事業計画参照

5 行 事

(1) 年間行事

月	内 容	月	内 容
4 月	・定期健診 ・利用者説明会 ○合同清掃奉仕活動	10 月	・定期健診・利用者説明会 ・ハロウィン
5 月	・結核検診 ・花見会 ・防災訓練 ・大掃除	11 月	・出張販売祭り (キッチンカー、屋台等)
6 月	・大腸がん検診 ・BBQ	12 月	・クリスマス会 ・大掃除
7 月	・七夕会 ・総合消防訓練	1 月	・新年会 ・成人を祝う会
8 月	・納涼会 ・県障害者スポーツ大会	2 月	・節分 ・防災訓練
9 月	・長寿を祝う会・大掃除 ・胃がん、乳がん検診	3 月	・桃の節句 ・利用者説明会

※個別・小グループ外出（買物、ドライブ、旅行等）については、利用者、家族等の意向を尊重し随時実施する。

※○の活動は、地域との交流活動

(2) 定例行事

内 容	回 数
・体重測定	毎月 1 回
・環境整備	毎月 1 回
・理容、美容	毎月 3 回
・生活訓練（調理体験等）	毎月 1 回
・クラブ活動（書道）	毎月 2 回
・苦情相談受付（第三者委員）	毎月 1 回
・チェアヨガ	毎月 1 回
・アニマルセラピー	年 4 回
・精神科医診察	毎月 1 回
・内科医診察	毎月 1 回
・歯科医診察	毎月 4 回

※面会については、オンライン、個別等様々な方法で実施する。

(3) 会議・委員会

① 寮内会議

会 議	内 容	開催
寮会議	寮全体に係る連絡事項や懸案事項を協議するほか、研修・見学等の報告の場とする。	随時
事業調整会議	寮運営に関わる基本的問題及び提案事項についての協議及び事前調整を図る。	随時
課支援会議 (ホーム会議を含む)	寮長、課長、サビ管からの連絡事項及び下記の諸会議の報告、各課における生活環境、行事、班活動、支援内容等を協議する。また、身体的拘束廃止に向けての検討を行う。	月 1 回
ユニット会議 (個別支援計画会議を含む)	各ユニットの支援内容について検討協議する。利用者の個別支援計画についての目標設定、課題の整理、支援内容等を協議する。	月 1 回
ユニットリーダー会議	各ユニットの人材育成等について、協議する。	随時
入所検討会議	新規に入所希望が合った場合、必要な資料等をもとに入所が可能か検討協議する。	随時

② 寮内委員会

委員会	内 容	開催
リスクマネジメント委員会	インシデント、アクシデント事案を収集し、対応策や未然防止策の検討を行う。	月 1 回
行動障害の強い利用者支援の充実委員会	行動障害を有する利用者に関する組織としての理解、支援力向上を目的とした検討、及びコンサルテーションの活用、個別活動の検討を行う。	随時
高齢利用者の支援の充実委員会	高齢化に伴う組織としての理解、支援力向上を目的とした検討、及び介護ロボットの導入や介護予防、認知症への取組を行う。	随時
組織運営強化委員会	収入分析や満床に向けてのホーム編成等、支援環境の改修を含めた検討等を行う。また、ICTを活用した業務の効率化等の検討を行う。	随時
サービス適正化の推進委員会	意思決定支援の体制整備や地域連携推進会議の開催、福祉サービス第三者評価受審等、各種マニュアルの整備、利用者権利擁護の向上を推進する。	随時

I 生活支援第一課・生活支援第二課

1 生活介護事業

(1) 定 員 80 人

(2) 概 要

常に介護を必要としている方に対して、主に昼間に、入浴、排泄及び食事等の介護、

調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、買物等の社会的活動や余暇活動の支援のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

生活支援第一課においては、発達障害や支援度が高く生活全般にわたって細かな支援を必要としている方に対しての支援を行う。

生活支援第二課においては、主に高齢期を迎えた方、あるいは身体機能の低下により介護が必要となられた方に対して、日常生活上必要な支援を行い、維持向上を目的として支援する。

(3) 支援目標

- ① 意思決定支援に基づいて利用者一人ひとりの尊厳と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援に心掛け、積極的に虐待防止や身体拘束適正化に努め、利用者の権利擁護推進に向けた取組を行う。
- ② 利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、個々の利用者の障害特性に合わせた利用者本位のサービスの提供に努める。特に高齢による身体機能の低下や認知症疾患、医療的ケア等を必要とする利用者に対しては、日々の生活リズムを大切にしたいとある支援や専門的ケアに努める。
- ③ 医療・看護ケア体制の充実により、利用者の感染症の予防及び疾病の早期発見・早期治療に努める。また、事故の未然防止の徹底を図るためにリスクマネジメント委員会を開催し対応策を検討し、再発防止に努める。
- ④ 利用者の住まいの場、日中活動の場として、潤いと生きがいのある日常生活が送れるよう個別、小グループでの余暇活動や外出計画等、一人ひとりの特性に配慮した多様なプログラムを用意し、合理的配慮のもと利用者の自己選択、自己決定を促し、良質かつ適切なサービス提供の実践に取り組む。
- ⑤ 利用者や家族等から寄せられた苦情、要望等については真摯に受け止め、苦情解決実施要綱に基づき迅速かつ誠意ある対応に努め、サービスの質の向上を図る。
- ⑥ 提供するサービスについて、自ら検証し改善するとともに、利用者及び家族等への情報提供による説明責任を果たしながら、事業運営の透明性の確保に努める。
- ⑦ 実習生、ボランティア等を積極的に受け入れるとともに、各種団体や地域行事への参加を通して地域社会との連携を図る。

2 施設入所支援事業

(1) 定 員 80 人

(2) 概 要

施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。生活介護などの日中活動と併せて、夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある方の日常生活を一体的に支援する。

また、生活支援第一課においては、障害が重い方、生活支援第二課においては、高齢期、あるいは身体機能の低下のため介護が必要な方に対して日常生活上必要な支援を行う。

(3) 支援目標

生活介護事業の支援目標のとおり

※日常生活の場として、日中活動の支援との整合性を図りながら支援を行う。

3 短期入所事業

(1) 定 員 空床型

(2) 概 要

在宅生活において、その介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする障害者等に対し、短期間入所させ、入浴排泄及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。

(3) 支援目標

生活介護事業の支援目標のとおり

4 日中一時支援事業

(1) 定 員 2人

(2) 概 要

平内町の地域生活支援事業として、在宅利用者の家庭の介護負担を軽減するため利用者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練を行う。

第4-2 障害者支援施設「さつき寮」事業計画

【基本理念】

一人ひとりの個性や価値観を大切にし、地域社会と協調しながら、快適で安心できる生活を支援します。

【基本方針】

- 1 利用者とのコミュニケーションを大切にします。
- 2 気づきを大切にし、より良いサービスを提供します。
- 3 地域に信頼される施設を目指します。
- 4 いつも笑顔のある職場づくりに努めます。

1 運営方針

法人理念等に基づき、利用者が安心し、安定した生活が持続できるよう支援サービスを提供するとともに、各種法令の遵守に努めながら、目まぐるしく変化する障害福祉の施策に対応し、安定的な運営を目指す。

令和7年度は、職員と利用者・家族が一体となり心通い合う施設運営を目標とし、利用者ができる限り自立した生活を営む事ができるように、潤いと生きがいのあるサービスの提供に努める。また、障害の多様化と高齢による身体・認知機能の低下（認知症傾向）や医療的配慮が必要な利用者の増加に伴い、支援体制の整備を行うとともに専門的知識の習得のため、職員研修の充実を図る。

利用者の権利擁護については、虐待防止や身体拘束等の適正化に努めるとともに、「意思決定支援」の視点による支援体制を構築し、意向や選択を尊重した支援に取り組む。

一方で、地域とともに歩む施設づくりを推進すべく、関係機関・団体等との連携強化を図るため「地域連携推進会議」（令和7年度から義務化）を設置し、障害福祉に対する理解と関心を高めるとともに、事業運営の透明性や外部の目を入れる機会を設け、地域福祉の拠点施設としての役割を果たす。また、「地域移行等意向確認」の義務化（令和8年度）に備え、利用者に対し理解促進に努めながら、地域生活に係る情報提供や意向等を定期的に確認する体制を形成する。

感染症等予防対策の取組としては、基本的な感染防止対策を引き続き徹底するとともに、施設内において感染がまん延した場合は、なつどまり及び法人全体で協力・連携し、利用者が健康で充実した生活が送れるよう取り組む。

2 重点事項

（1）安定した経営基盤の強化

- ① 入所利用者の定員（60人）満床維持及び生活介護利用率96%を目標とした安定的経営

（2）重度・高齢化への対応

- ① 各種研修受講による基礎知識、専門性の習得
- ② 法人内コンサルテーションの活用による支援力の向上
- ③ 法人内施設（しらかば寮）実地研修の拡充

（3）組織機能の強化

- ① 各種研修の受講後の伝達研修等による現場への反映
- ② ICT・介護機器導入による業務効率化

（4）福祉提供サービスの質の維持と向上

- ① 各種マニュアル・指針の整備及び見直し
- ② 福祉サービス第三者評価、職員自己評価、利用者満足度調査結果における課題抽出と改善（職員・利用者参画によるPDCAサイクルに基づいた取組）
- ③ 地域連携推進会議の実施と、意思決定支援、地域移行等意向確認に関する体制の確立

(5) 生活支援サービスの充実

- ① レクリエーションや行事等の充実
- ② 運動する機会の増（健康維持・基礎代謝の向上と筋力の強化）

3 職員の状況

※なつどまり事業計画参照

4 職員研修

※なつどまり事業計画参照

5 行 事

(1) 年間行事

月	内 容
4 月	・定期健診 ・利用者説明会 ・花見会 ◎合同清掃奉仕活動
5 月	・結核健診 ・防災訓練 ・レクリエーション大会
6 月	・大腸がん検診 ・利用者日帰り旅行 ・大掃除
7 月	・花火会 ・七夕飾り ・総合消防訓練
8 月	・納涼祭 ・県障害者スポーツ大会
9 月	・胃がん、乳がん検診 ・利用者一泊旅行
10 月	・定期健診 ・さつき交流会 ・紅葉狩り
11 月	・利用者忘年会 ◎平内町民文化祭
12 月	・クリスマス会 ・大掃除
1 月	・初詣 ・新年会
2 月	・節分 ・防災訓練
3 月	・利用者慰労会

※個別外出（買物、レクリエーション、旅行等）や外泊等については利用者、家族等の意向を尊重し随時実施する。

※◎の活動は、地域との交流活動。

(2) 定例行事

内 容	回 数
・朝会（利用者及び職員参加）	毎週月曜日
・体重測定	毎月 1 回
・誕生会	毎月 1 回
・楽酒会	毎週土曜日
・理容・美容	毎月 3 回
・苦情相談受付（第三者委員）	毎月 1 回
・環境整備	毎月 1 回（4～11 月）

・内科医診察	毎月 1 回
・精神科医診察	毎月 1 回
・歯科医診察	毎月 4 回

※面会については個々に応じた様々な方法で（オンライン、個別等）随時実施する

(3) 会議・委員会

① 寮内会議

会 議	内 容	開 催
寮会議	・寮長、課長、各会議、各業務担当からの連絡事項及び懸案事項の協議 ・支援内容の状況等報告及び協議 ・伝達研修 他	月 1 回
生活支援会議（男子）	生活支援内容等の見直し・協議	月 1 回
生活支援会議（女子）	生活支援内容等の見直し・協議	月 1 回
入所検討会議	新規利用者入所に係る協議及び調整	随時
ケース検討会議	検討を要する利用者の支援内容の見直し・協議	随時
個別支援計画作成会議	個別支援計画作成に関連する協議	随時

② 寮内委員会

会 議	内 容	開 催
リスクマネジメント委員会	インシデント、アクシデント事案を収集し、対応策や未然防止策の検討	月 1 回
発達障害支援力向上委員会 （自閉的傾向の強い利用者支援）	発達障害に関する組織としての理解、支援力向上を目的とした検討	随時
高齢利用者支援力向上委員会 （身体機能低下及び認知症傾向のある利用者支援）	高齢化に伴う組織としての理解、支援力向上を目的とした検討	随時
サービスの質の向上委員会	福祉サービス自己評価、利用者満足度調査の結果を踏まえ、改善・向上を目的とした検討	随時
行事等検討委員会	活動内容の充実を図る検討 （行事、レクリエーション、スポーツ活動、開所日等）	随時

I 生活支援課

1 生活介護事業

(1) 定 員 60 人

(2) 概 要

主に日中において、介護を必要としている方に対して、入浴、排泄及び食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上

の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う。

生産活動は、4つの作業種目（クリーニング班、林産班、加工班、ゆとり加工班）を取り入れ、稼働日数、活動意欲などを考慮して工賃を支給し、活動意欲、日常生活の維持向上を目的として支援する。

（3）支援目標

- ① 利用者一人ひとりの人権を尊重し、本人の意向や選択に沿う支援に心掛け、虐待防止や身体拘束等適正化の推進に努めるとともに、規程やマニュアル、指針等の周知徹底を図り権利擁護に努める。
- ② 利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成し、その進捗状況を確認しながら、支援計画の見直しを含め弾力的・効果的な対応を図る。
- ③ 利用者の生活の場、日中活動の場として、楽しく潤いのある時間を過ごすことができるように良質かつ適切なサービスの提供に努める。
- ④ 利用者が快適に日常生活を送れるよう住環境の保全を図り、必要に応じ改修等の対応に努める。
- ⑤ 地域の各種団体や地域自治会の行事への積極的参加を通し、地域社会との連携を図る。また、実習生、ボランティアの受入れを積極的に進めていき、社会資源の開発と地域貢献を図る。
- ⑥ 利用者の感染症の予防及び疾病の早期発見・早期治療に努める。また、リスクマネジメント意識の強化を図り、事故の未然防止、事故発生時の速やかな対応と再発防止に努める。
- ⑦ 利用者・家族等への情報提供に努めるとともに、寄せられた苦情要望等に対し、早期に改善等を図り、迅速で誠意ある対応に努め、安心・安全なサービスに繋げる。
- ⑧ 利用者自らが、より良い生活を目指すことができるよう、エンパワーメントの理念を尊重したサービスに努める。
- ⑨ 利用者の要望を受入れながら、生きがい支援（レクリエーションや行事）とQOLの向上に努める。

（4）活動内容

- ① クリーニング班
クリーニング作業を通して、働く機会・生産活動の機会を提供する。
- ② 林産班
しいたけ栽培作業や焚付用薪の生産・出荷を通して、働く機会・生産活動の機会を提供する。
- ③ 加工班
軽作業（古紙選別、ホタテみみづりピン差し等）を通して、働く機会・生産活動の機会を提供する。
- ④ ゆとり加工班
軽作業（紙ちぎり、チラシ折り等）や個別活動（レクリエーション、運動）を通して、創作や生産活動の機会及び日常生活上での支援を提供する。

2 施設入所支援事業

（1）定 員 60 人

（2）概 要

主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。日中活動とあわせて夜間等におけるサービスを

提供することで、日常生活を継続して支援する。

居住棟は男子棟と女子棟に分かれて、それぞれの棟内での活動を行うとともに、夜間におけるサービス提供を行う。

(3) 支援目標

生活介護事業と同様の支援目標とする。

3 短期入所事業

(1) 定 員 空床型

(2) 概 要

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等を対象に、入浴、排泄及び食事の介護、その他必要な支援を行う。

Ⅱ 相談支援事業所なつどまり

1 運営方針

障害者及び障害児並びにその保護者一人ひとりの人権と意思を尊重し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた相談支援の実施を目的とする。

利用者の求める要望等を基に、心身の状況やその置かれている環境及び条件に応じた適切な障害福祉サービス等を、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供することを基本方針に据え、地域資源との連携及び地域資源の開発を図り、平内町をはじめとする各市町村等との連携に努める。

2 重点事項

(1) 関係団体との連携強化の継続

関係機関・団体との継続した連携の強化

(2) 利用者の苦情や要望に対する相談体制

利用者の意向等に配慮した丁寧かつ適切な対応の維持

(3) 年間における黒字収支の維持

利用件数の維持及び新規契約者の獲得による黒字収支の維持

3 職員研修

基となる職員育成計画を作成し、基本的にOJT、補足的にOFF-JTによる研修計画を組む。相談支援業務に係る研修等に参加し、自律的な行動ができる職員育成を目指す。また、職員本人からの希望で必要と認められた自己研修も職員育成計画に盛り込む。

4 主な年間の会議

(1) 相談支援事業所会議 月 1 回

(2) 平内町地域ケア会議 月 1 回

(3) 平内町自立支援協議会 年 1 回

5 事業概要

(1) 特定相談支援事業

① 概要

障害者等からの相談に応じ、障害福祉サービスを利用するためサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

② 支援目標

ア 本人のニーズや多面的なアセスメントに基づく、具体性のあるサービス利用支援（サービス等利用計画の作成）を行う。

イ 各事業所に誤解なく、また効率よく計画や情報等を周知する。

ウ 概念的にも数値化された継続サービス利用支援（モニタリング）と、発展連続性のあるサービス利用支援を行う。

エ 関係機関とのスムーズかつ適正な連携、情報共有ができる関係を構築する。

オ 法人内関係機関とは中立公正な事業所立場を保持しつつ、綿密かつ効率的な連携を行う。

(2) 障害児相談支援事業

① 概要

障害児及び保護者からの相談に応じ、障害児通所支援サービスを利用するための障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

② 支援目標

ア 本人及び家族のニーズ、多面的なアセスメントに基づく障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成）を行う。

イ 各事業所に誤解なく、また効率よく計画や情報等を周知する。

ウ 概念的にも数値化された継続障害児支援利用援助（モニタリング）と、発展連続性のある障害児支援利用援助を行う。

エ 関係機関とのスムーズな連携、情報共有ができる関係を構築する。

6 平内町委託事業

(1) 相談支援事業

① 概要

平内町からの依頼要請により、障害児者等からの相談への対応、必要な情報提供や助言・障害福祉サービスの利用に係る支援、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のために必要な支援等を行う。

② 業務内容

ア 福祉サービスに係る相談や助言

イ 社会資源や専門機関の紹介・情報提供

ウ ケアマネジメントの実施

エ ライフスタイル向上に向けた助言

オ 権利擁護に必要な援助の提案と促進

(2) 地域生活支援拠点等事業

① 概要

平内町で生活している障害児者の重度化や高齢化・親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れの際の対応、体験の機会・場の提供、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じ、障害児者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供を行う。

② 業務内容

- ア コーディネーターとして、平内町役場や登録事業所等と連携し、利用者の緊急時の受入先の調整や手続き、その他必要な支援や相談等を行う。
- イ 長期入院・入所、または親元からの自立を考えている障害者が、グループホームや通所事業所などを体験する機会・場の提供や調整を行う。
- ウ 平内町自立支援協議会が主となる、地域課題の解決に向けた分析・検証を行う場への参加。

第5 青森県長寿社会振興センター事業計画

1 運営方針

青森県長寿社会振興センターは、青森県長寿社会憲章を念頭に置き、高齢者の生きがいと健康づくり及び地域活動を推進するため、社会の各分野において高齢者の活発な社会活動の振興を図ることを目指していく。

2 重点事項

- (1) あおもりシニア美術展～ねんりんピック美術展出品作品選考会～の開催
- (2) 健康教室（ニュースポーツ等）の開催
- (3) あおもりシニアフェスティバルスポーツイベント～青森県版ねんりんピック～開催
種目追加に向けた取組

3 職員の状況

職 名	所 長	副所長	事務員	合 計
職員数 (人)	1	1	6	8

4 職員研修

一般財団法人長寿社会開発センター等の関係団体が開催する研修会及び資格取得研修に参加させ、資質の向上並びに自己研鑽に努める。

5 事業概要

- (1) 全国健康福祉祭・あおもりシニアフェスティバル開催事業

- ① 全国健康福祉祭派遣事業

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが共に支えあう地域共生社会の実現に寄与するために派遣する。

ア 会 期 令和7年10月18日（土）～10月21日（火）

イ 開 催 地 岐阜県（岐阜市ほか）

ウ 派遣種目等 スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会、その他（シンポジウム、美術展への出品）

エ 派 遣 人 員 約105人（選手100人、事務局等5人）

- ② 第26回あおもりシニアフェスティバル開催事業

高齢者のスポーツ、文化活動等の祭典として、健康増進、社会参加及び世代間交流の促進を図り、ふれあいと明るく活力ある長寿社会づくりを目的として開催する。

○総合開会式、文化イベント

ア 開 催 日 令和7年9月6日（土）

イ 会 場 アピオあおもり

ウ 内 容 シニアフェスティバル文化・スポーツイベント開会式

エ 来場者数 約1,000人

○スポーツイベント

ア 開 催 日 令和7年9月20日（土）、21日（日）ほか

イ 会 場 新青森県総合運動公園ほか

ウ 内 容 ラージボール卓球、テニス、ゲートボール、ペタンク、弓道、
剣道、グラウンド・ゴルフ、なぎなた、水泳、ターゲット・バードゴルフ、バウンドテニス、ウォークラリー、パークゴルフ、
太極拳、ソフトバレーボール

エ 参加人数 約 1,500 人

○冬季スポーツイベント

ア 開催日 カーリングは 12 月上旬、スキーは 1 月下旬を予定

イ 会場 カーリングは青森市スポーツ会館、スキーは大鰐温泉スキー場

ウ 内 容 カーリング、アルペンスキー

エ 参加人数 カーリング 30 人、スキー 30 人

- ③ 第 1 回あおもりシニア美術展～ねんりんピック美術展出品作品選考会～開催事業
県内高齢者の創作による美術作品を展示し、高齢者の文化活動と生きがいづくり、
積極的な社会参加・世代間交流の促進を図り、ふれあいと明るく活力のある長寿社会の形成に資することを目的に開催する。

ア 会 期 令和 7 年 7 月 4 日（金）～ 6 日（日）

イ 会 場 新町キューブ（青森市）

ウ 内 容 日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の展示

エ 出品作品数 約 100 点

（2）長寿な生活調査・発信事業

高齢者等の生活習慣・生活スタイル等を調査・収集した結果を紹介・広報し、県民の健康意識の向上に役立てる。

① 委員会の設置

ア 調査内容、掲載内容等について検討・調整するための委員会の設置

イ 編集委員 14 人程度（県内シニアライター、関係団体等）

② シニアライター養成研修

ア 開催日 令和 7 年 5 月

イ 会場 県内 5 か所（青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市）

ウ 内 容 講師を招いて執筆方法等のフォローアップ研修

エ 参加人数 各会場 10 人程度

③ 県民への発信・広報等

ア 機関誌「あすなろ倶楽部」の発行（年 4 回 4,000 部）

イ ホームページへの掲載

ウ ラジオ放送での県民への周知

（3）青森シニアカレッジ事業

① シニアカレッジ開催

ア 5 月～翌 3 月まで計 18 回開催。

イ 募集人員 120 人、青森市を会場に一般教養、健康と生活、地域と歴史文化、クラブ活動等を学習する。

② 通信講座の実施

遠方で受講できない高齢者を対象に、ラジオ放送を使用し、シニアカレッジの講座を通信講座にて実施する。

ア 年 12 回 毎月最終土曜日

イ 通信制定員 80 人

③ サテライト講座の実施

遠方で受講できない高齢者を対象に、学びの機会をサテライト講座にて提供し生きがいのある生活基盤の確立の提供を実施する。

ア 開催回数 年 5 回

イ 開催場所 弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市、十和田市

(4) 仲間づくり事業（自主事業）

① あすなろ友の会支援事業

当センターが組織化した高齢者自主活動組織「あすなろ友の会」の活動を支援する。

ア あすなろ友の会幹事会への支援

イ あすなろ遊学の旅への支援

ウ 各支部活動への支援

② 健康教室事業

健康の保持、増進への関心を高めるとともに、参加者同士の交流を図ることで新たな居場所づくり、仲間づくりにつなげていくことを目的として健康教室事業を実施する。

ア 開催回数 5 月～翌 3 月まで計 22 回開催。

イ 開催場所 青森市内

ウ 内 容 ニュースポーツ、脳トレ、口腔ケア等

(5) 介護予防事業（自主事業）

1 市 1 町から受託し、高齢者が要介護状態もしくは要支援状態となることの予防を目的として介護予防事業を実施する。

単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを目指すものではなく、個々の高齢者が周囲と交流を図り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

状況により、教室型介護予防事業が実施できない際には、介護予防に関する知識や実践方法を個々に郵送する「通信型介護予防事業」を実施し、内容の充実に努める。

① 介護予防事業

ア 委託先 五所川原市、大鰐町

イ 回数 五所川原市 31 回、大鰐町 25 回

ウ 内 容 運動機能の向上、栄養指導、口腔ケア、認知症予防、閉じこもり防止、脳トレ、ニュースポーツや軽スポーツ等の通所型介護予防事業

エ 参加人数 五所川原市 80 人、大鰐町 50 人 ※募集は各市町で実施

第6 青森県発達障がい者支援センター事業計画

【基本理念】

発達障がいがある方の乳幼児期から成人期にいたる各ライフステージにおいて、地域で安心して生活することができるよう、生涯にわたる継続した支援を目指します。

繋ぐ（つなぐ）：地域のあらゆる社会資源と協働して支援します。

集う（つどう）：ご本人、ご家族、支援者が集い、みんなで考えみんなで支えていきます。

育つ（そだつ）：一人ひとりのニーズと個性を大切にし、あらゆる社会参加と自己実現を支援します。

1 運営方針

発達障がい者を有する障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。また、関係機関との連携強化等により発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

県内3か所の発達障がい者支援センターと協働し、県内の発達障がい支援体制整備を促進する。

国、県、市町村及び北海道・東北ブロックの各発達障がい者支援センター、全国の発達障がい者支援センター等との情報交換と連携に取り組み、センター機能強化並びに職員の専門性とマネジメント力の向上を図る。

2 重点事項

(1) 発達障がい児者及びその家族の権利擁護、意思決定及び個人情報保護を尊重した支援の充実等、利用者本位の福祉サービスの向上

① 意思決定を重視した支援の強化

ア インフォームドコンセントに基づいた相談支援を行う。

イ 心理アセスメント及び支援等に関して、アカウンタビリティを重視する。

② 個人情報保護の徹底

ア 個人情報同意書を得る。

イ 個人に関する情報の保管等、取扱に留意する。

ウ 個人情報開示については、県の手続きを遵守する。

エ 多重関係に留意する。

オ 個人情報保護に関する研修会の受講、及び職員会議等で定期的に就業規則及び個人情報保護要綱、個人情報保護のガイドラインを確認する等、職員の意識向上を図る。

(2) 他機関との協働及びネットワーク構築

① 地域他機関との連携強化

ア 連絡協議会を1回以上開催する。

連絡協議会参加機関を、青年・成人期の発達障がい者の支援機関等とし、本ライフステージの発達障がい者支援に関する地域関係機関のネットワーク構築を図る。

イ 医療相談（精神科医師による相談）を年間6回以上開催し、事業利用目標件数を6件以上とする。

ウ ペアレントメンターによる傾聴事業（青森県自閉症協会青森地区及び下北地区ペアレントメンターによる傾聴）を隔月開催し、事業利用目標件数を5件以上とする。

エ ことばの発達に関する相談会（言語聴覚士による相談）を年4回以上開催し、事業利用目標件数を4件以上とする。

(3) 県内の他の発達障がい者支援センターとの連携による地域支援体制整備の推進

① 県内全域を対象とした主催研修会の際、他センターに事業協力を依頼し、協働するとともに、発達障がい支援に関する情報共有を行うなど、県内発達障がい者支援センター職員の質の向上を図る。

② 県内発達障がい者支援センター職員を対象とした会議等に参加し、各センターの取組や現状等について意見交換等を行い、地域での支援に反映させる。

(4) 地域の関係機関及び関係施設等の職員の人材育成を通じた地域の拠点作り。

県内支援者を対象とし、発達障がいに関する知識、支援技術、アセスメント及び、発達障がい児者の家族支援等をテーマとした研修会を年5回以上開催する。

(5) 地域住民への発達障がいについての理解と普及啓発

① 世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間を開催する。

東青地区・下北地域を対象とした発達障がいに関連する研修会（オンライン）及びペアレントメンターによる傾聴事業、親の会キャラバン隊による体験等の企画を年1回開催し、計50人以上の受講者を目指す。

② 公開講座を開催する。

発達障がいの特性理解と子どもへの肯定的な関わりをテーマとした講座を年1回開催し、80人以上の受講者を目指す。

(6) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室、発達障害・情報支援センター、全国の発達障がい者支援センター（特に北東北3県発達障がい者支援センター）等との情報交換及び連携

① 全国発達障害者支援センター連絡協議会総会及び実務者研修会に参加する（千葉県で開催）。

② 全国発達障害者支援センター連絡協議会役員（副会長）として、年間を通して会議に出席し、全国の発達障がい支援施策の動向や、発達障がいに関する最新の知見の把握を行い、当県での施策推進に努める。

③ 全国発達障がい者支援センターを対象とした研修会に於いて講師を務め、全国の発達障がい者支援センター職員の人材育成に努める（国立リハビリテーションセンター学院主催「発達障害者支援センター職員研修会」にて）。

④ 北海道東北ブロック情報交換会、研修会に参加する。

3 職員の状況

社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、教員（学校教諭、保育士、幼稚園教諭）等であって、発達障がい児者支援について、相当の経験及び知識を有している者とし、倫理の遵守、個人情報保護の徹底、自己研鑽を意識的に行う。

4 職員研修

発達障がい児者への支援は、常に新しい知見を捉えることが重要であり、柔軟な思考と多様性が求められる。このことから、職員各自が積極的に情報収集に努め、先進地域の発達障がい者支援センター、施設及び関係機関等の開催する研修会に積極的に参加し、

発達障がい児者支援に関する専門性とマネジメント力の向上に努める。また学び得た知識や、研修成果を当法人各所属及び地域の関係機関に情報発信する等、能動的に行動し、情報共有を目指す。

職員の専門性の向上を目指し、各職員 5 回以上発達障がい者支援に関する研修会を受講する（外部研修会受講のほか、内部研修受講及び主催研修受講含む）。

5 行 事

- (1) 医療相談の実施 毎月第 2 木曜日の 15:00-17:00
- (2) ペアレントメンターによる傾聴の実施 隔月第 3 水曜日の 10:00-12:00
- (3) 青森県発達障がい専門医療機関初診待機解消モデル事業心理アセスメント
第 1～第 3 火曜日及び金曜日の 10:00-15:00

6 事業概要

- (1) 相談支援
 - ① 発達障がい児者とその家族、関係機関からの相談に応じ、医療、保健、福祉、教育、就労、その他のサービス機関の利用及び制度利用等に関する情報提供を行う。
 - ② 相談内容に応じて、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関と連携して支援のコーディネート役を果たす。
- (2) 発達支援
 - ① 特別支援連絡協議会への参加のほか、保育園・幼稚園・学校・事業所等への機関コンサルテーションを実施する等、関係機関へのサポートを実施する。
 - ② 保護者や支援者等に対して、本人の特性や強みや課題、及び関わり等について理解を深めるための「青森県子どもの発達支援ガイドブック」の活用に関する情報提供を行う。
- (3) 就労支援
 - ① 発達障がい者の方をその地域で支援するために必要な情報や支援等について、サービス機関の利用及び制度利用等に関する情報提供を行う。
 - ② 就労支援関係機関等と連携して支援を行う。
- (4) 普及啓発・研修
 - ① 発達障がいの理解が深まるよう、ホームページを利用して発達障がい及び当センターの事業についての情報発信を行う。
 - ② 世界自閉症啓発デー・ブルーライトアップ及び発達障がい啓発週間イベントを利用し、発達障がいに関する普及啓発事業を行う。
 - ③ 「青森県子ども発達支援ガイドブック」について、ホームページへの掲載継続のほか、各研修会、機関訪問支援、会議等で情報発信を行う。
 - ④ 地域の各機関等を対象とした、発達障がいに関する講演活動を年 10 回以上実施する。
 - ⑤ 保育所、学校、療育機関等を対象とした機関訪問支援を年 5 回以上実施する。
- (5) 医師による医療相談
 - ① 地域の精神科医による医療相談を月 1 回（2 ケース）開催。
 - ② 保護者及びご本人を対象とする。
- (6) ペアレントメンターによる傾聴事業
 - ① 当センター事業で養成した青森地区ペアレントメンターによる傾聴事業を隔月（各回 2 ケース）開催。

- ② 発達障がい、または発達障がいの疑いのあるお子さんの家族（保護者、祖父母等）を対象とする。

（７）青森県発達障がい者支援体制整備事業

発達障がい児者について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、関係機関等と連携・協働し、県内の発達障がい児者の福祉の向上を図る。

① かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障がい児者等が日頃より受診する診療所の主治医、看護師等医療従事者を主たる対象とし、発達障がい児者への対応力向上を目的とし、研修会を開催する。また、福祉・教育・保健・労働と、多分野も受講対象とし、多分野間のネットワークの構築も目指す。年１回実施し、80人の受講を目標とする。

② 発達障がい者支援地域連携強化事業

東青地域・下北地域を訪問支援対象とし、各地域の行政（母子保健・福祉担当等）、相談支援機関等と協働しながら、各地域で相談支援を実施する。地域の相談支援の拠点作り及び発達障がい児者及びご家族の福祉の向上を目指す。

ア 東青地域・下北地域の機関（母子保健、教育、福祉等）と協働しながら、各地域で相談支援を実施する。年間５回以上の訪問支援を目指す。

③ 発達障がい児者支援スキルアップ研修事業

発達障がいの特性理解等の講義を中心とした研修のほか、実際の指導・支援に直結する実践的な研修を開催する。

ア 青森県子どもの発達と行動に関するチェックシート導入研修会

本チェックシートの概念及び尺度の使用方法、解釈、県内自治体による本チェックシート実践報告等に関する研修会を、年２回開催する。対象を自治体保健師及び医療従事者等とし、計６０人の受講者を目指す。

イ 青森県子ども発達ガイドブック活用研修会

令和４年３月に刊行した本ガイドブックの活用が県内各地で活用、促進されることを目的とし、県内保健、福祉、教育、医療機関等に従事する支援者を対象に年１回開催する。80人の受講者を目指す。

ウ アセスメントツール基礎研修『PARS（親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版）研修会』

３歳～成人期を対象としたアセスメントツールであり、対象児者の状態像を総合的に把握し、支援ニーズの判定や治療・教育の効果を判定できるPARSを学び、自閉スペクトラム症児者への正しい支援へつなげていくスキル向上を目的とする。年１回開催し、30人以上の受講者を目指す。

エ TASP（保育・指導要録のための発達評価シート）研修会

保育士・幼稚園教諭が作成する「保育記録」を体系化したアセスメントツールであり、保育の５領域（言葉・人間関係・環境・健康・表現）に沿った対象児の具体的な行動を尋ねる項目で構成されているTASPを学び、対象児の「できていること、困難なこと」の確認や、継続した実施により「成長が見られる面、学年が上がっても難しい面」を見いだし、支援に反映させることを目的とする。

保育士、幼稚園教諭、未就学児の療育機関職員等を主な対象として年１回開催し、30人以上の受講者を目指す。

オ 公開講座

地域住民及び地域の関係機関職員を対象とし、発達障がいの特徴及び、子どもへの肯定的な関わりに関する研修会を開催する。年1回開催し、計80人以上の受講者を目指す。

カ CAREプログラム研修会

子どもと大人のコミュニケーションに焦点をあてた演習中心の心理介入プログラムであり、対人関係に困難を抱えていたり、問題を呈していたりする子どもと大人の関係を良好にするスキルを学ぶことを目的とし年1回開催する。24人の受講者を目指す。

④ 家族サポート応援事業

ア ペアレント・トレーニング指導者養成研修会

大人と子どものコミュニケーションをより豊かにする本プログラムを実施する指導者を養成することを目的とする。発達障がい児支援に携わっている県内支援者を対象に、年1回開催する。30人の受講者を目指す。

イ ペアレント・トレーニング指導者養成研修会フォローアップ事業

県内に本プログラム指導者を定着させることを目的に、本研修会受講者を対象に、年1回開催し、現状把握、課題整理等を行う。

ウ ティーチャーズ・トレーニング研修会

ペアレント・トレーニングを、保育所及び学校等、集団場面に合わせて一部改良されたプログラムであるティーチャーズトレーニングを学び、支援者のスキルアップを目的とする。保育士及び幼稚園教諭を主たる対象とし、自治体等と協働し研修会を開催する。年1回開催し、20人の受講者を目指す。

エ 家族支援事業の実施

青森地区・下北地区で、各自治体が主体的に本事業を実施するための情報発信及び事業サポートを行う。各自治体が主催する事業への協力（後援）、または共催により、家族参加による「ペアレント・トレーニング事業」または、「ペアレント・プログラム事業」を年2回以上実施する。

オ ペアレントメンターによる傾聴事業

ピアサポートの実施。個別面談を希望する保護者からの相談を受け、ペアレントメンターによる傾聴（共感を主とした事業）を行い、家族の心的サポートを目的とする。年間5件以上の利用を目標とする。

カ 家族対象茶話会

保護者同士の交流を深めることを目的とし、東青地区・下北地区にて、各1回以上実施する。毎回、ペアレントメンターに参加を依頼し実施する。

キ ペアレントメンター勉強会及び茶話会

青森地区・下北地区ペアレントメンターを対象に、質の向上を目的とした勉強会及びネットワーク構築を目指した茶話会を年1回開催する。

⑤ 発達障がい専門医療機関初診待機解消モデル事業

当センターで「患者のアセスメント」及び「保護者へのカウンセリング」を実施することで、医師の「確定診断」等に要する時間を短縮し、診断待機の解消につながり、発達障がい児を早期に診断することや早期からの介入につなげる。

県内の初診待機が発生している医療機関と協働し、可能な限り初診待機者の解消を目指す。併せて診断後、家族への事後フォローを行い、家族の心理的サポート、子どもの障がい特性や、関わり等について学びを得る機会を設ける。

- ア 患者のアセスメント及び、保護者へのカウンセリングを、年間 60 件以上とする。
- イ 本事業関係者の発達障がいに関する視点、対応の一貫性を図ることを目的としたケースカンファレンスを年 1 回以上実施する。
- ウ 本事業に関連する関係機関（医療・保健・福祉・教育）の参加による事業検討会を年 1 回以上実施し、事業の進捗状況及び課題について情報を共有し、本事業の体制整備向上を図る。
- エ 事後フォローとして、当該事業を利用した未就学児、及び家族を対象とした「ことばの発達に関する相談会」を年 4 回以上開催する。

第7 ライフサポートあおば事業計画

【理 念】

共感・協働・共生

【基本方針】

私たちは、本人と家族の思いを大切にし、共に歩みます。

私たちは、支援の輪を大きくするため職員同士、そして関係者と協力し合います。

私たちは、みんなが普通に暮らしていけるよう地域との懸け橋になります。

1 運営方針

青森市内で通所支援事業（児童発達支援センター1か所・放課後等デイサービス2か所）のほか、訪問・相談事業を実施し、未就学児から高校生までの直接支援（発達支援・自立支援）・家族支援・機関支援・地域支援を提供している。

青森市近郊における障がい児の健全な発達において中核的な役割を担うことから、ライフサポートあおば全体で高度の専門的な知識及び技術を必要とする発達支援を提供し、併せて、家族や他通所支援事業者、保育園、学校、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。

2 重点事項

（1）安定した経営基盤の強化

① 所属総収入額×5パーセント以上の黒字目標

特に児童発達支援・保育所等訪問支援の募集を強化し、上記目標達成を目指す。
市内相談支援事業所あてに新規受入枠の情報提供を行う。

7月・10月・1月の運営会議にて四半期ごとの収入・支出精査を行う。

② 事業所の移転検討

安定した経営（受入定員の増）や長期的な地域との結びつきのためにも、ふさわしい立地（地域の理解・送迎ルートなどを含む）・規模（設置基準・収容人数・収納・駐車スペースなどを含む）について情報を収集する。

併せて、所属3事業所のみならず、事務局と相談し、法人内事業所との連携・再編成についても検討機会に参加する。

移転等にあたっては、事務局と相談の上、青森県・青森市と事前協議する。

（2）利用者主体の支援

① アセスメント力の向上

課題分析、好子アセスメント、自閉症の特性、発達段階のチェックについて、研修を行うとともに、各事業所児童発達支援管理責任者を中心にOJT・スーパーバイズを行い、評価基準について学ぶ機会を設ける。

② 利用者満足度の向上（保護者支援の充実）

利用満足度の向上に向け、利用者（保護者）参画のもとで検討会議等の実施を検討する（保護者懇談会での呼びかけ・保護者アンケートの実施など）。

年間2グループを目標に、ペアレント・トレーニングを実施し、その効果測定及び実施方法等の検証を行う。

（3）地域との連携・協働体制の構築

① 地域防災関係との交流

地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人々、住民の安全・

安心のための備えや支援の取組を検討するため、四半期に1回以上、町内会または避難所（学校）との情報共有を行い、事業所としてできることの提案を行う。

この際、避難訓練への協力要請のほか、地域の福祉ニーズについて把握し、地域貢献活動の実施を検討する（地域の会合や行事参加含む）。

② 他機関との連携・協働（企画・運営含む）

青森市障がい者自立支援協議会障がい児支援部会及び青森市発達支援連絡会等に関与する（運営・研修会の開催・実践報告含む）。

（4）専門的人材の育成

① 中核職員向け専門研修機会の設定

特性理解・アセスメント・支援技術について対外的に説明できる職員の育成を行う（内部講師・実践報告など）。

② 所属内実地研修の実施

所属内の職場衛生や技術研鑽のため、実地研修を計画するほか、所属内の応援体制を整備し、交流を強化する。

3 職員の状況

職 名	所 長	主任事務員	主任支援員	副主任支援員	支援員	計
職員数 (人)	1	1	1	2	17	22

4 職員研修

（1）内部研修

各種機会によるOJT・スーパービジョンのほか、下記の研修機会を設定する。

① 年度当初研修（必携ファイル・福祉概論・職員の基本姿勢・標準業務など）

② 支援技術研修（職員研修用テキスト等）

発達障害の特性理解・アセスメント手法・構造化と介入・指示の4階層とエラー修正・行動分析と支援方法（ABA）

③ 個別支援計画作成研修（個別支援計画作成プロセス・面談手法など）

④ 虐待防止研修（身体拘束等の適正化のための指針関連含む）※全職員

⑤ 防災研修（自然災害BCP関連）

⑥ 感染症対策研修（感染症BCP関連）

⑦ リスクマネジメント研修（安全計画関連）

（2）外部研修

① 配置しなければならない職種の資格取得

児童発達支援管理責任者、防火管理者、衛生推進者、食品衛生責任者等の確保。

② 加算に係る資格

強度行動障害支援者養成研修などへの派遣。

③ 職員のスキルアップ・専門性及びチームの質向上に関する研修

5 行 事

（1）定例行事

内 容	回数・頻度
運営会議	1回／月
支援会議（ケースカンファレンス・意思決定支援会議・リスクマネジメント検討会議）	1回／月（事業所ごと）

(2) 年間行事

月	行事・会議	分担等	内部研修	避難訓練
4 月	全体会議 職場衛生委員会	事業計画の周知 研修報告・研修計画作成	年度当初研修 個別支援計画研修 支援技術研修①	火災発生
5 月	<端午の節句> 感染症対策委員会 BCP検討委員会	地域防災挨拶回り	虐待防止研修① (・身体拘束適正化研修) 支援技術研修②	感染症発生 (嘔吐など)
6 月	保護者懇談会 所属内実地研修 ペア・トレ①		感染症対策研修 支援技術研修③ 支援技術研修④	風水害被害 (BCP 訓練)
7 月	<七夕> 成人期事業所視察①	第1 四半期収入精査 キャリア面談	支援技術研修⑤ リスクマネジメント研修	地震発生 (BCP 訓練)
8 月	職場衛生委員会 感染症対策委員会	虐待防止チェックリスト		火災発生
9 月	BCP検討委員会 地域交流会 ペア・トレ②	個人面談	防災研修 虐待防止研修② (・身体拘束適正化研修)	風水害発生 (BCP 訓練)
10 月	<ハロウィン> 職場衛生委員会 成人期事業所視察②	第2 四半期収入精査 次期基本計画検討		火災発生
11 月	感染症対策委員会 苦情・虐待委員会	ガイドライン評価 対応マニュアルの見直し		感染症発生 (BCP 訓練)
12 月	<クリスマス> 保護者懇談会 合同研究発表会	福祉サービス自己評価 次年度事業計画検討		地震発生 (BCP 訓練)
1 月		第3 四半期収入精査 利用者満足度調査		不審者侵入
2 月	<節分> 感染症対策委員会	支援プログラムの見直し		地震発生 (BCP 訓練)
3 月	<ひなまつり>	安全計画の見直し		火災発生

(3) 都度日程調整をする行事

- ① ペアレント・トレーニング (年6回×2グループ)
- ② 法人内成人期事業所との交流 (児童・保護者各1回以上)
- ③ 新任・転任職員研修
- ④ 身体拘束適正化委員会 (事象発生後1か月以内)

6 その他

(1) 健康管理

感染症対策委員会・職場衛生委員会を設置し、定期的な検討・見直しを行う。

- ① 感染症対策委員会の開催 (3か月に1回)
- ② 職場衛生委員会の開催 (年2回以上)
- ② 感染症発生時における業務計画の見直し (年2回以上)

- ③ 感染症マニュアルの見直し（年１回以上）
- ④ 感染症対策の訓練（年２回）
- ⑤ 出勤時の検温・健康観察の実施
- （２）安全管理

事故の未然防止・事故発生時の被害を最小化するため、以下の取組を実施する。

 - ① 安全計画の見直し（年１回以上）
 - ② リスクマネジメントについての検討機会を設定（月１回以上）
 - ③ 自主点検・法定点検の実施（車両点検含む）
 - ④ 避難訓練（火災発生想定）の実施（年４回）
 - ⑤ 防犯訓練の実施（年１回）
 - ⑥ 職員へのアルコールチェック（出退勤時）
- （３）防災対策

有事の際に被害を最小限にとどめるため、以下の取組を計画的に実施する。

 - ① 自然災害ＢＣＰの見直し（年２回以上）
 - ② 避難訓練の実施（地震想定３回・風水害想定２回）
 - ③ 地域防災対策への参画及び協力要請
- （４）見学・ボランティア・インターン・実習等の受入れ

各関係機関（青森市社会福祉協議会・大学・短大・専門学校・高校等）と連携し、積極的な受入れを行う。受入れの際には、ボランティア学生向けの研修を実施する。

参加者からの意見を受け入れ、業務改善につなげる（アンケートの実施）。
- （５）地域との連携（地域貢献含む）

共生社会・インクルーシブ社会の実現、地域における福祉教育実践のため、行政機関（青森市障がい者自立支援協議会みんなの未来部会等）・関係機関（青森県知的障害者福祉協会等）・学校（大学・短大・専門学校・高校等）と連携・協働を行う。

各種団体からの要請に応じ、講演・職員派遣を行う。

7 事業概要

I キッズサポートあるふぁ

- （１）事業名 児童発達支援センター（放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
- （２）定 員 12人／1日
- （３）事業概要

青森市やその近郊に住む発達支援を必要とする未就学児を対象に、高度の専門的な知識及び技術を必要とする発達支援を提供し、併せて、家族や他通所支援事業者、保育園、学校、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。
- （４）目 標
 - ① 延べ利用児童数 3,000 人の達成

保育所等への移行支援を行いつつ、相談支援事業所へ利用受入枠（募集情報）を発信する。
 - ② 支援の効果測定（満足度の向上）

保護者面談時、動画や写真を見ていただき、目標へのアプローチとその結果について説明をする。年度末の利用満足度調査にて「支援効果」の満足度向上を目指す。
 - ③ 保護者との支援内容共有と協働（５組）

事業所での支援内容を、直接観察（参観）を通してお伝えする機会を提供する。
 - ④ 食育への取組（年３回）

児童が参加しながら食に対して興味関心が持てる行事（ゲーム、おやつ作り等）を実施する。

Ⅱ デイサービスセンターすこやか

（１）事業名 放課後等デイサービス

（２）定 員 10 人／1 日

（３）事業概要

青森市やその近郊に住む発達支援を必要とする主に小学生を対象に、本人のニーズ（発達段階・特性・生活環境など）に沿った支援計画を作成し、さまざまな活動や環境設定から、お子さんの発達や自立を促す。事業所での活動提供と並行して、家庭や他機関への支援（家庭支援・機関連携・移行支援）を行う。

（４）目 標

① 「面談回数」をはじめとする利用満足度の向上

昨年度まで半年に 1 回行っていた面談に加え、面談希望をとり、その都度面談を行う。また、保護者等に子どもの事業所での様子を見学して支援内容などを実際に見てもらい、子どもへの関わり方に関する機会を提供することで 12 月に実施する事業所の満足度調査での評価に繋げる。

② 各加算の取得

ア 学校等との連携（関係機関連携加算 3 ケース）

本人やご家族のニーズに沿って、学校や関係機関などと連携して行う個別支援計画を提案・作成する。そのため、日頃から相談しやすい関係性を構築する。
関係機関との共有及び連絡調整を行う。

イ 家族との連携（家庭支援加算 2 ケース）

ご家庭での支援ニーズが高いケースに対し、利用児童の居宅を訪問し、生活環境のアセスメントを行うとともに、保護者及び本人への相談援助を行う。個別支援計画を説明する面談の際に、潜在的なニーズを把握しつつ、提案する。

ウ 参観機会の設定（子育てサポート加算 5 ケース）

保護者等に実際に支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会を提供し、子どもの特性やその特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関する相談援助等を行う。

③ 近隣住人との接点（2 か月に 1 回以上）

ゴミ・落ち葉拾い・雪片づけ・草刈りを含めた事業所外観の整備を実施する。また、事業所周辺にお住いの地域住民の方々への日常的な挨拶に加え、広報誌その他の発行時期に合わせてご自宅等へ訪問し、事業内容をお知らせしつつ、地域ニーズの聞き取りを行う。

④ ペアレント・トレーニングの効果測定

ペアレント・トレーニングを 2 グループ以上実施し、その提供マニュアルを作成するとともに、効果測定用のシートを作成し、質の向上に努める。

Ⅲ チャレンジサポートすこやか

（１）事業名 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

（２）定 員 10 人／1 日

（３）事業概要

① 放課後等デイサービス

青森市やその近郊に住む発達支援を必要とする主に中高生を対象に、本人のニーズ（発達段階・特性・生活環境など）に沿った支援計画を作成し、さまざまな活動や環境設定からお子さんの自立を促す。事業所での活動提供と並行して、家庭や他機関への支援（家庭支援・機関連携・移行支援）を行う。

② 保育所等訪問支援

青森市及び東津軽郡を対象に、集団場面での発達支援を希望し必要とされる児童に対し、直接的な支援を行いつつ、当該施設（保育園等）の職員への助言・指導を行う。

（４）目 標

① 訪問件数延べ 180 件の達成（保育所等訪問支援）

キッズサポートあるふぁの新規利用児童（保護者）へ、保育所等への移行・定着の必要性を説明し、本事業の紹介を行う。

併せて、キッズサポートあるふぁとの情報共有を行い、発達支援状況を保育所等へ伝えるなど、保育所等との協働を推し進める。

② 訪問先施設向け事業所評価の向上（保育所等訪問支援）

訪問施設先の要望を確認する。多職種での訪問を提案するなど、専門性及び効果のある訪問支援を心がけ、適宜保育所等訪問支援マニュアルの見直しを行う。

③ 支援の成果・効果の上昇（放課後等デイサービス）

事業所内でトレーニング・定着したスキルについて、家庭や関係機関（移行先）での実施を提案するなど、その成果を確認していただく機会を設ける（利用満足度調査「支援の成果・効果」項目の上昇）。

④ 成人期に向けた生活イメージの情報提供（放課後等デイサービス）

高校卒業後の生活の場を見据え、成人期事業所の視察・体験機会を設定する（利用児童向け・保護者向け各 1 回以上）。

Ⅳ 障害児等療育支援事業（青森市との委託契約）

（１）事業名 障害児等療育支援事業

（２）事業概要

在宅の障害児または障害の有無を心配する児童とその保護者・関係機関を対象に、訪問・外来・巡回の手段を用いて相談等に応じ、助言及び情報提供を行う。

（３）事業内容等

① 訪問による療育指導

② 外来による専門的な療育相談・指導

③ 療育技術の指導

第8 就労サポートセンターさつき事業計画

【理 念】

地域社会と協調し、創造力豊かなサービスをとおして、働く喜びを分かち合います

【基本方針】

- ・障がいのある方の「働きたい」を応援します
- ・利用者の皆様と職員が協働し、全員が成長できる組織になります
- ・変化には変化で対応し、サービスの提供を継続します
- ・小さな発想を大きく議論し合う多角的な視点を持ちます
- ・まず実行することで信頼を得られる努力をします
- ・地域の伝統や産業と協調して地域活性化に貢献します

1 運営方針

就労支援に特化した事業所として、就労継続支援B型事業及び就労定着支援事業を実施し、利用者が地域において自立した生活を送るための支援と、一般就労へ向けた知識と技術をより一層向上させるサービスを提供する。なお、就労移行支援事業は、令和6年度末をもって廃止とした。

就労さつきは、地域の産業の発展に貢献するような生産活動の展開と地域交流を促進し、数ある事業所の中から選ばれる事業所となるための特色として、「スポーツをとおして就労に適した体作りができる事業所」をスローガンに掲げる。特別支援学校におけるスポーツ活動によって培った身体能力を最大限に活かし、障害者スポーツ大会や各市町村が主催するマラソン大会等への参加など、スポーツシーンでの「活躍の舞台」を提供することで利用者の社会参加と自己実現を推進する。

また、利用者の基本的人権を尊重し、虐待、差別等の不適切な行為、権利侵害を未然に防止し、利用者一人ひとりの権利を保障するとともに、利用者の自己決定の機会を保障するための意思決定支援の意識を徹底する。

2 重点事項

(1) 安定的経営基盤の構築

「定員に対する利用率 95%以上」、「次年度新規利用者2人の獲得」、「米収穫量前年(38,975 kg)比5%増」、「薪販売総額前年(1,439 千円見込)比2.5%増」及び「事業所の総収入額の3%以上の収支差額」を目指す。

(2) 大学生及び高校生等のボランティアの受入れ拡大

少子高齢化により法人全体の人材不足が予測されるため、一事業所が法人の人材確保に貢献する策として、学生ボランティアのより一層の拡大を行う。令和6年度で受け入れてきたボランティアは大学1校と高校6校であった。令和7年度は現状を維持しながら他大学、短大、専門学校にも働きかけることとする。

(3) 意思決定支援の促進

利用者の権利擁護について、虐待防止や身体拘束等の適正化に努め、「意思決定支援」の義務化を見据え、促進を図るため、ガイドラインの策定を含む体制整備を進める。

(4) サポーターズカレッジの受講促進

利用者支援力向上を目的として、管理者及び支援員は、取組が義務化された研修を優先的に年間4カリキュラム以上受講する。

(5) 生産性の向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組

利用者の高齢化やニーズがより多様化していく中で、業務を見直し、限られた資源（人材など）を用いて一人でも多くの利用者に質の高い支援を届けるため、生産性向上委員会を設置し検討していく。

3 職員の状況

職名	センター長 兼サビ管	副主任 支援員	支援員	事務員	調理員	技能員	運転員	合計
職員数 (人)	1	1	5	2	4	2	4	19

4 職員研修

(1) 支援技術の向上（障害特性に応じて利用者に支援するために必要な技術）

法人内の人材育成機能を最大限に活用し、利用者の特性に合った支援スキルの向上を目指す。特に障害者虐待防止法及び障害者差別解消法については、法制度の趣旨を踏まえ定期的に意識啓発するとともに、毎月の事業所会議で、他施設等の事案をもとに当事業所の事案ととらえて検証し、実務で直接活用できる技能を身につける。

(2) 生産支援技術の向上

各生産班の収益増を目指し、生産活動に従事するために必要な資格の取得及び研修を受講する。

(3) スポーツ関連研修

全職員が初級障害者スポーツ指導員資格を取得することを目指し受講する。

5 行事等

(1) 年間行事

当事業所を通過施設として一般就労を目指す障害者が、就労の質の向上に繋がる要素を、社会参加活動をとおして習得することを目的として行う。

月	土日開所 回数	体力向上	社会参加・ コミュ力向上	生活力向上	リフレッシュ力 向上
4月	1		◎茂浦地区清掃 ボランティア		
5月	2		◎菜の花マラソン ◎夜越山クロスラン ター大会 ◎地引網体験		
6月	1	◎春の大掃除		◎S. T. A. R★Labo. ※1	
7月	1			◎夏の BBQ	
8月	4	◎県障害者スポーツ 大会事前練習	◎大運動会 ◎県障害者スポーツ 大会	◎S. T. A. R★Labo.	◎映画鑑賞
9月	2		◎浅虫マラソン大会 ◎ほたての祭典		
10月	1	◎スポーツ体験 (ボート)			
11月	4	◎スポーツ体験 (卓球、バスケット)	◎大収穫祭	◎S. T. A. R★Labo. ◎調理体験	

12月	3	◎スポーツ体験 (バドミントン) ◎年末大掃除	◎利用者忘年会	◎調理体験	
1月	4	◎スポーツ体験 (サッカー・ドッジボール・ソフトバレー)		◎調理体験 ◎S. T. A. R★Labo.	◎カラオケ体験 ◎映画鑑賞 (映画館)
2月	2		◎夜越山スノーフェスティバル		
3月	2	◎スポーツ体験 (フライングディスク)	◎歓送迎会		◎映画鑑賞

※1 「S. T. A. R★Labo.」: Ⓔatsuki さつき、Ⓗrash トラッシュ (ごみ)、Ⓐrt アート (芸術)、Ⓡemake リメイク (作り直す)、Ⓓabo ラボ (研究所) の略で命名したメニュー

(2) 定例行事

内 容	回 数
朝会	毎日
体重測定 誕生日プレゼント贈呈 苦情相談受付 (第三者委員)	毎月 1 回
S. T. A. R★Labo.	四半期 1 回 (開所日に開催)

(3) 地域交流活動

月	地域交流活動等
4月	◎保護者懇談会 ◎塩竈神社春祭り参列 ◎だいすき海岸運営協議会出席 ◎だいすき海岸清掃奉仕
8月	◎だいすき海岸清掃奉仕 ◎だいすき海岸特別巡視
10月	◎塩竈神社秋祭り参列
11月	◎地域住民との意見交換会開催 ◎だいすき海岸清掃奉仕
1月	◎茂浦町内会総会 ◎茂浦青年団権現舞訪問

6 健康管理

インフルエンザ、ノロウイルス及びコロナウイルスなど発症性の高い感染症については、流行時期であるか否かにかかわらず、利用者への声掛け及び目視により検温するなど、早期発見及び蔓延防止に努める。また、昼食の量についても日々の支援の中で利用者の希望又は体調変化を察知し、適切に調整する。

7 安全・防災管理

(1) 送迎時及び利用者支援現場における安全管理

利用者支援の現場における事故の未然防止のため、危険個所の把握及び環境変化の情報伝達を確実に行之、絶対に利用者が負傷することのないよう最善を尽くす。公用車に利用者を搭乗させる送迎及び作業現場移動の際は「標準的な実施方法」を全職員で検討して職員間の共有を確実に行う。

(2) 火災及び有事の際の安全管理

消防訓練は年2回行うほか、行政及び地域が行う訓練には積極的に参加する。特に発生可能性の高い「風雪害」については、利用者へ注意喚起を定期的に行い、作業及び送迎時に予見しうる利用者及び設備への影響について、職員間で協議し共有する。

不審者への対応や鳥獣被害対応策についても、対応方法を随時協議し利用者や職員への被害防止に努める。また、大規模災害による交通遮断を想定し、事業所内において利用者自身が非常食を調理できるようにするための炊き出し訓練を実施する。

8 ボランティア・実習生の受入れ

利用者支援又は生産活動支援のためのボランティアを積極的に受け入れていることを広報誌等で発信する。

実習生を受け入れることができる体制を整備したうえで、各学校に対し実習生受入れのPRを行う。

9 事業概要

I 就労継続支援B型事業

(1) 定 員 30人

(2) 概 要

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や就労経験のある方に対して、次のサービスを提供する。

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- ③ その他の必要な支援

(3) 支援目標

① 利用者第一

利用者があるがままに受容し、利用者の利益を最優先に考え、利用者の立場に立ったサービスを行う。

② 説明と同意

事前に利用者に対して支援内容、支援計画等の必要な情報を適切な方法でわかりやすく説明し、同意を得たことを確認したうえで支援を実施する。

③ 自己決定の尊重

選択の幅を広げるために十分な情報を提供し、利用者が自らの目標を自ら定めることができるような支援を行う。

④ 信頼関係の形成

利用者及び家族と支援者との間に、例えば「頼りになる」「何でも話せる」関係を築く。

⑤ 自己理解の促進

自らの希望を明確化し、職業能力や労働市場などの情報を整理し、それらを関連づける作業を共に行い、自己理解が促進されるように支援を行う。

(4) 生産活動

各班の作業技術の習得を通して、労働者意識の向上と一般就労を目指す。

① 農産請負班

水稻栽培及び薪生産作業等を行うとともに、作付け困難な水田の改修及び作付面積の拡大を実施する。また、請負作業としては、だいすき海岸施設施設業務及び漁業資材加工請負作業等を行うとともに、利用者の能力に応じたあらゆる新規生産活

動へ食欲に取り組む。

② 清掃請負班

事業所内清掃及び農産請負班の請負作業を合同で行う。

③ リサイクル班

空き缶回収及びプレス等を行うほか、薪生産作業を行う。

Ⅱ 就労定着支援事業

(1) 概 要

就労移行支援事業及び就労継続支援事業を利用してから一般就労した障害者を対象とし、職場の定着を促進するために月 1 回以上利用者との面談や企業の訪問、関係機関との連絡調整等を実施する。

Ⅲ 放課後子ども教室推進事業

(1) 概 要

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

Ⅳ すこやか生活塾事業

(1) 概 要

障害の有無、年齢又は性別を問わず、日常生活に何らかの課題がある方や学習に励みたい方に対して、事業所の既存の機能を活用した「居場所の提供」と「将来の目標達成のための後方支援」を行う。

事業所の生産活動やイベント、また、元小学校である建物の利点と立地条件を活かし、低廉な価格で地域貢献を推進する。

第9 特別養護老人ホームすこやか苑事業計画

【基本理念】

家庭に近い環境の中で入居者一人ひとりの尊厳が守られ、心穏やかに自分らしく生活できるよう支援します。

【基本方針】

- 1 入居者一人ひとりの尊厳を尊重します。
- 2 家族とのきずなを大切にします。
- 3 地域とのつながりを大切にし、地域の高齢者福祉の拠点を目指します。

1 運営方針

令和7年度の運営に当たっては、各種法令等を遵守するとともに、施設の基本理念と基本方針の実現に向けて入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努め、入居者がその能力に応じ自律した日常生活を営むことができるように支援する。

安定的な経営基盤の確立のために、満床を維持しつつ、人手不足の中でも介護サービスの質の維持、向上を実現するために、生産性向上委員会において課題を把握し、PDCAサイクルを回していく。

また、地域や家庭との結びつきを重視し、交流する機会が持てるよう工夫するとともに、青森市、居宅介護支援事業者及び保健医療関係機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 重点事項

(1) 入居者主体の支援

- ① 認知症ケアにおける専門的視点に立ったケアの実施
- ② 24h シートの定期的（3か月）な更新と活用

(2) 医療的ケアの充実

- ① 医療的研修（看取りケアも含む）の強化
- ② 配置医師及び協力病院との連携強化
- ③ 認定特定行為業務従事者（喀痰吸引等）の育成及び資格取得者による特定行為の実施（有資格者は月1回特定行為を実施する）

(3) 人材確保と定着

- ① 積極的な採用活動の実施（実習先ほか、関係する高校、大学、実務者研修養成校等への情報発信）
- ② 職員研修の充実（異動含め新任職員向け研修の充実とユニットリーダーの人材育成、配信サービスの積極的活用）
- ③ ホームページやInstagramを活用した情報発信（毎月更新）
- ④ 離職防止のための面談とOJTの充実

(4) 安定的な経営基盤の確立

- ① 経営課題の明確化と収支分析
- ② 空床期間の短縮化を図る為の迅速な入居手続きの実施
- ③ 安定した平均入居者数の維持（地域密着型入所者生活介護 28.75人以上、短期入所生活介護 9.5人以上）
- ④ 新たな加算取得

(5) 職場環境の改善

- ① 生産性向上委員会を中心に業務改善や介護機器、ICT機器導入の検討
- ② 働きやすい職場づくりの体制強化（業務体制の見直し及び必要に応じて短時間労働者の有効活用、ワーク・ライフ・バランスの推進等）

3 職員の状況

職名	施設長	医 師	生活相談員	介護支援専門員	機能訓練指導員	栄養士	計
人数	1	1	1	1	1	1	41
職名	看護職員	介護職員	事務員	労務員	専任当直員		
人数	3	21	1	7	3		

※施設長・介護支援専門員は介護職員兼務。

4 職員研修

利用者の介護及び支援にあたり、専門職として質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上を目指し自己研鑽を促すとともに、施設内外の研修を計画的に実施する。

【年間職員研修実施予定】

月	施設内	施設外
4 月	新任者研修 救命救急研修① (緊急対応手順・AED 使用方法に関する研修)	
5 月	感染症対策研修① (食中毒に関する研修) BCP (感染症編) の研修・訓練① BCP (自然災害編) の研修・訓練①	
6 月	高齢者虐待防止・身体拘束廃止研修① リスクマネジメント研修①	喀痰吸引研修 (6～8 月) ユニットリーダー研修
7 月	外部講師研修 (看取りに関する研修)	実習指導者講習会
8 月	BCP (自然災害編) の研修・訓練②	
9 月		
10 月	感染症対策研修② (季節性ウイルスに関する研修) BCP (感染症編) の研修・訓練②	安生園すこやか苑合同研究発表会
11 月	救命救急研修② (救急時の観察項目・対応方法に関する研修) 外部講師研修 (口腔ケアに関する研修)	
12 月		喀痰吸引実地研修 (12～2 月)
1 月	高齢者虐待防止・身体拘束廃止研修② リスクマネジメント研修②	
2 月		
3 月		

※新任者研修は、異動含め、新しく着任した職員を対象とする（中途採用時は随時開催）。上記研修のほか、各委員会で企画した研修会を随時開催する。法人で実施する研修会を含め、各職員が年度内に 1 回以上施設外研修へ参加する。

5 行 事

(1) 年間行事・クラブ活動

月	全体行事	クラブ活動
4 月	お花見（ドライブ外出）	書道クラブ、音楽体操クラブ
5 月	防災訓練（火災・地震想定）	書道クラブ、おしゃべりくらぶ
6 月	大掃除	書道クラブ、音楽体操クラブ
7 月	夏祭り	書道クラブ、おしゃべりくらぶ
8 月	防災訓練（風水害想定）	書道クラブ、音楽体操クラブ
9 月	敬老会	書道クラブ、おしゃべりくらぶ
10 月	防災訓練（火災・地震想定）	書道クラブ、音楽体操クラブ
11 月	ミニ運動会	書道クラブ、おしゃべりくらぶ
12 月	大掃除	書道クラブ、音楽体操クラブ
1 月	新年会	書道クラブ、おしゃべりくらぶ
2 月		書道クラブ、音楽体操クラブ
3 月	家族連絡会	書道クラブ、おしゃべりくらぶ

※上記行事のほか、ユニット単位で開催する行事については、随時企画する。

(2) 各種委員会等

委員会等	内 容	開催頻度
運営推進会議	法で定められた構成員に対し、提供されているサービス内容を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。	2 か月に 1 回
苦情解決協議会	入居者及び家族等からの各種苦情に対し、解決に向けて協議する。	3 か月に 1 回
苦情解決第三者委員相談日	委嘱を受けた第三者委員が輪番で入居者からの苦情を受け付けるとともに相談に応じる。	毎月 1 回
安全対策委員会・感染症対策委員会	入居者の安全確保のための事故予防や再発防止を検討し、施設全体のリスクマネジメントを行う。 介護職員による喀痰吸引等の業務を安全かつ適正に実施するための体制を整備する。 感染症の予防及び感染防止対策を検討し、全職員へ周知する。 BCP（感染症編）の見直しと研修及び訓練を実施する。 褥瘡の発生リスクの高い入居者に対して、原因と症状、予防対策について検討する。	毎月 1 回 （3 か月に 1 回以上）
虐待防止・身体拘束廃止委員会	入居者の人権と尊厳を擁護し、主体性を尊重した生活を確保するために高齢者虐待防止・身体拘束廃止に向けた対応を検討する。 虐待の芽チェックリストを年 2 回実施する。	3 か月に 1 回以上
ノーリフティングケア委員会	ノーリフティングケアの推進と介護機器導入に向けた検討及び腰痛予防対策への普及・啓発を行う。 モデル施設としての体制を整備するほか、受入れを実施する。	4 か月に 1 回以上

看取り介護実施委員会	穏やかで、安らかな日々を過ごすための精神面を中心としたケアを検討する。	4 か月に 1 回以上
防災委員会	防災対策について検討するほか、防災についての啓発、防災訓練を行う。 BCP（自然災害編）の見直しと研修及び訓練を実施する。	4 か月に 1 回以上
研修委員会	内部研修・研究発表に関する企画を立て、研修への充実を図る（地域貢献含む）。	4 か月に 1 回以上
生産性向上委員会	現場における課題を抽出及び分析し、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。	3 か月に 1 回以上
サービス評価委員会	福祉サービスの質の評価に関するガイドラインの作成と評価を実施する。	3 か月に 1 回以上

※配置医師からは、必要に応じて会議・委員会前後に指導・助言を受ける。

6 健康管理

入居者一人ひとりの健康状態を把握し疾病の早期発見に努め、身体的・精神的に健康で安定した生活が送れるよう年間計画に基づき実施する。

感染症については、青森県感染症発生情報等を踏まえ、感染症対策委員会や看護師、配置医師と連携し、感染予防対策に努めるとともに、昨今の想定を超えた感染症等についても常に情報を得る体制を確保し、関係機関と協力・連携し対応していく。

【年間保健衛生実施予定】

月	内 容	月	内 容
4 月	健康診断（胸部X線・採血検査） 口腔ケアチェック	10 月	口腔ケアチェック
5 月	口腔ケアチェック	11 月	インフルエンザ予防接種 感染症対策強化（新型コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ） 口腔ケアチェック
6 月	食中毒対策強化 口腔ケアチェック	12 月	冬季の健康管理強化（温度・湿度） 口腔ケアチェック
7 月	口腔ケアチェック	1 月	口腔ケアチェック
8 月	夏季の健康管理強化（水分補給等） 口腔ケアチェック	2 月	口腔ケアチェック
9 月	口腔ケアチェック	3 月	口腔ケアチェック

※配置医師による保健衛生指導は随時実施。

診 察	配置医師による診察 毎週木曜日（13 時～14 時）	バイタルチェック	入浴日ほか随時 （体温・血圧・脈拍・SpO2）
機能訓練	個別機能訓練計画書に沿って実施 ※短期入所は集団体操等実施	ラジオ体操	隣接ユニット合同でラジオ体操を実施（月・水・金 9 時～）
栄養管理	栄養士及び管理栄養士（法人内）による栄養管理を実施	毎 月	体重測定・訪問理美容
歯科協力医	口腔ケアに係る技術的助言及び指導（月 1 回）	通 年	水分補給等

7 安全・防災管理

入居者が安全な生活が送れるようリスクマネジメントを推進するとともに、防災対策として次の事項を実施する。

- (1) リスクマネジメントによる介護事故防止等に取り組み、安全で信頼されるサービス提供と施設運営を目指していく。
- (2) 防災担当者による自己点検及び法定点検の実施により予防を図る。
- (3) 日常的な火災発生の防止を心掛けるとともに、非常事態における役割分担の徹底と職員・入居者に対して避難方法について周知を図る。
- (4) 消防署等の指導のもと、現実即した実践的な防災訓練を計画的に年2回（1回目は夜間想定での避難訓練、2回目は地域防災協力隊との総合避難訓練）を実施するほか、自然災害を想定した避難訓練を年1回実施する。
- (5) 隣接する「養護老人ホーム安生園」と災害時等の協力体制を整備し、加えて「安生園・すこやか苑地域防災協力隊」と連携を図り、地域住民と協力して非常時の備えに万全を期す。
- (6) 感染症・自然災害発生時におけるBCPの見直しを行い、必要な研修及び訓練を実施する。また、緊急連絡体制は電話回線ほかSNS（LINEWORKS）を活用することで、情報共有と職員召集の迅速化を図る。

8 地域（住民・ボランティア）との連携と地域貢献

- (1) 近隣町会や地域住民が主体的に取り組んでいる活動への積極的な参加と、そこから見出されたニーズに対する取組を実施する。
- (2) すこやか苑の持つ専門性や技術を、研修や講座を通して地域へ発信する。
- (3) 近隣大学や介護福祉士養成施設、ボランティア団体等との交流を積極的に行い、地域に開かれた施設作りを目指す。

9 実習生の受入れ

介護福祉士・社会福祉士・栄養士養成のための実習を始め、高校生の職場体験や大学生等のインターンシップの受入体制を整備し、充実したプログラム（専門職に求められる基本姿勢、態度、介護技術等）を提供することで、地域の社会福祉の増進に貢献できる担い手の育成に力を入れる。それに伴い、実習生等の育成に関わる職員の研修体制を強化する。

I 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）

(1) 定員

29人 10人×2ユニット、9人×1ユニット

(2) 概要

入居者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、常に介護が必要な方を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する。明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家族との結び付きを重視した運営を行う。入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する。また、各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

(3) 支援目標

- ① 常に入居者の心身の状況を的確に把握し、相談援助、日常生活上の世話、機能訓練、年間行事・レクリエーション、その他必要なサービスを入居者の希望に沿って適切に提供する。
- ② 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 入居者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
- ⑥ 入居者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- ⑦ 入居者の身体状況・栄養状況を踏まえ、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮した食事を提供する。
- ⑧ 協力歯科医との連携のもと、入居者の口腔ケアを実施し、口腔衛生の保持と誤嚥性肺炎の予防に努める。
- ⑨ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。
- ⑩ 事業計画や社会資源の内容については、入居者等にわかりやすい方法で周知する。

Ⅱ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(1) 定 員

10人 10人×1ユニット

※上記ほか、併設・空床利用型であるため、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における空きベッド利用可。

(2) 概 要

居宅の要介護者等に一時的に施設利用していただき、居宅での暮らしに近い日常生活を行う観点から、入居者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中での生活できるスペースを備えたユニットケアを行う。また、高齢者の自律支援という視点に立って、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

(3) 支援目標

- ① 常に入居者の心身の状況を的確に把握し、相談援助、日常生活上の世話、機能訓練その他必要なサービスを入居者の希望に沿って適切に提供する。
- ② 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
- ⑥ 入居者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- ⑦ 入居者の身体状況・栄養状況を踏まえ、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮した食事を提供する。
- ⑧ 介護予防短期入所生活介護における要支援者に対しては、要介護状態への移行軽

減や未然防止のために介護予防を目的として日常生活上の支援を行う。

- ⑨ 入居者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる入居者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う。
- ⑩ 事業計画や社会資源の内容については、入居者等にわかりやすい方法で周知する。

第 10 就労サポートセンターはくちょう事業計画

【基本理念】

地域の中で、自分らしく、生き生きとした生活が続けられるサポートをします。

【基本方針】

- 1 一人ひとりの「思い」を大切にし、生き生きとした生活を支えます。
- 2 利用者の持っている力を活かして「働く」「暮らす」を応援します。
- 3 利用される方も、職員も、地域社会も、皆が共に成長していくことを目指します。

1 運営方針

利用者の権利擁護と意思決定を尊重し、利用者一人ひとりが生きがいを持って日常生活を送れるよう、多様なニーズに基づいた支援を提供する。

就労継続支援B型事業においては、経営基盤の強化に向け、年間利用率の向上、利用者一人ひとりに寄り添った支援体制の構築、地域産業との連携強化に努め、安定した生産活動の提供と地域に根差した事業所を目指す。

共同生活援助事業では、地域で自立した社会生活、日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況に応じた適切なサービス提供に努める。

2 重点事項

(1) 利用者の特性に応じた支援体制の構築（共通）

① 利用者ニーズへの対応

多様化する個別のニーズに対し、質の高い適切なサービスが提供できるよう、障害特性に合わせた施設内外の研修（オンライン研修含む）へ積極的に参加し、事業所全体の資質向上に努める。

② 権利擁護の推進

虐待防止対応規程に基づき、人権侵害や虐待が生じることがないように、虐待防止研修の実施、コンプライアンスの遵守、支援の振り返りを目的としたセルフチェックを計画的に行い権利擁護の啓発意識を高める。

③ 高齢化対策（関係機関と連携した移行先の検討・実施）

利用者の心身の状況、意向等を踏まえ加齢に伴う様々な生活機能の変化に応じた福祉サービスの提供に向け、関係機関と連携した高齢者施設等への移行及び検討を随時行う。

(2) 安定的経営基盤の構築（共通）

① 利用率の向上

ア 就労継続支援B型事業においては、開所日を含めた年間平均利用率を令和6年度より4%増の114%を目指し利用率の向上を図る（令和6年度見込み：110%）。

イ 共同生活援助事業については、年間を通し入居者数19人を目指す。

② 新規利用者の獲得

両事業（就労継続支援B型事業、共同生活援助事業）において、新規利用者獲得に向け、特別支援学校へ利用者負担額軽減制度の周知を図り、実習・体験利用の受入れを行う。

③ 地域ニーズの把握

地域における潜在的な利用者獲得に向け、関係機関（青森障害者就業・生活支援

センターすこやか、相談支援事業所等）と連携を密にし、地域ニーズの把握に努める。

(3) 感染症予防、災害発生時における管理体制の整備（共通）

① 危機管理マニュアル（BCP含む）の見直し

感染症及び自然災害等のリスクによる人的被害を最小限に抑え、利用者の生命と安全を確保するため、危機管理マニュアル（BCPを含む）の見直し改善を適宜行う。

② 研修の実施

事業所で想定される災害、感染症に対し迅速かつ的確な初動対応がとれるよう、研修・訓練等で必要な知識を体得する。

③ 地域との連携

地域貢献、地域交流を通じて事業所の理解促進に努めるとともに、地域住民と連携した防災体制の強化に努める。

(4) グループホーム運営に係る体制整備（共同生活援助事業）

① 住環境の整備

建物の老朽化により、修繕が必要な第3スワンハイムの移転に向け情報収集を行うとともに、次期更新時期（令和8年3月）に合わせた移転を目指す。

② 世話人業務の見直し

食材購入にかかる世話人の負担軽減を目的に運用方法の見直しを行い、効率化を図る。

③ 地域連携の推進

利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者で構成される地域連携推進会議を開催し、要望や助言等を聴く機会を設け、結果を公表する。

(5) 生産活動の充実（就労継続支援B型事業）

利用者一人ひとりの障害特性、心身の状況に合わせ、主体的に生産活動へ取り組めるよう、地域の漁業関係者、企業、行政等と連携し、生産活動の充実と生産性の向上に努める。

(6) 職場環境の整備

① 相談体制の整備

働きやすい職場環境づくりとして、ハラスメント相談体制による窓口の設置、ストレスチェックの実施、個別面談等を計画的に実施し、職員が抱えるメンタル不調や悩み、相談をしやすい体制を整備する。

② 5S活動の推進

衛生委員会を中心に、5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）を推進し、職場環境の整備に努める。

③ ICT機器の導入

支援記録及び各種報告書の作成等による業務時間の縮減、職員間の連絡体制の迅速化を図ることを目的に、タブレット端末やインカム等のICT機器を導入し、業務改善に努める。

3 職員の状況 ※（ ）兼務

職 名	所長	副主任支援員	支援員	事務員	世話人	調理員	合計
就労継続支援 B 型事業	1	1	5	1		3	11
共同生活援助事業	(1)	1	3 (2)		7		11
計	1	2	8	1	7	3	22

※管理者は両事業の管理者、共同生活援助事業の生活支援員を兼務
共同生活援助事業のサービス管理責任者は生活支援員を兼務

4 職員研修

人材育成実施要綱及び研修計画に基づいた事業所内外の研修へ積極的に参加し、質の高いサービス提供及び専門性の向上を図る。

- (1) 職員の職責、階層ごとの研修を計画的に実施し、人材の育成と職員の資質向上に努める。
- (2) 虐待防止及び権利擁護の推進に向けた研修へ積極的に参加し、虐待の未然防止とコンプライアンスの遵守を図る。
- (3) リスクマネジメント、危機管理委員会を計画的に開催し、事故の未然防止と再発防止に努める。
- (4) 発達障害や精神障害、就労支援について、専門機関と連携を図り専門性の向上に努める。
- (5) オンライン研修を積極的に取り入れ、研修機会の確保とキャリアアップを図る。

5 行 事

(1) 年間行事

月	就労継続支援 B 型事業	土日等開所日	共同生活援助事業
4 月	浅所海岸清掃ボランティア	1 回	
5 月	保護者懇談会	3 回	保護者懇談会
6 月	防災訓練（風水害等） 大掃除、利用者の会	1 回	避難訓練 大掃除
7 月	避難訓練、BBQ	1 回	地域連携推進会議
8 月		6 回	
9 月	利用者の会	2 回	高齢者施設見学
10 月	浅所海岸清掃ボランティア	1 回	
11 月	避難訓練	4 回	
12 月	クリスマス会、利用者忘年会 利用者の会、大掃除	3 回	避難訓練 大掃除
1 月	利用者新年会	4 回	食事会
2 月	苦情等解決・虐待防止協議会 白鳥まつり	2 回	
3 月	利用者の会	2 回	

※感染症（新型コロナ、インフルエンザ等）の状況を踏まえ、所内行事へ変更することがある。

※共同生活援助事業については、個別のニーズに応じた外出の機会を充実させる。

(2) 定例行事

内 容	回 数	備 考
◎体重測定 ◎誕生日プレゼント贈呈	毎月 1 回	就労継続支援 B 型事業のみ
◎苦情相談日（第三者委員）	毎月 1 回	共通（就労継続支援 B 型事業及び共同生活援助事業）

(3) 地域交流（共通）

地域の一員として、清掃奉仕活動、ボランティア活動、地域行事等へ参加し、地域住民との交流及び地域貢献の機会を積極的に取り入れる。

(4) 保護者懇談会（共通）

利用者家族との意見交換及び事業計画並びに実施状況の説明の場として保護者懇談会を開催し、家族の要望、関係性の構築に努める。

(5) 余暇活動（就労継続支援 B 型）

休憩時間を利用した運動（卓球、野球、ウォーキング等）や創作的活動（絵画、読書等）を通じて就労に必要な体力の維持、コミュニケーション能力の向上等、一人ひとりの嗜好に合わせた余暇活動の充実を図り、やりがいと自己実現に努める。

(6) 健康教室（就労継続支援 B 型）

利用者の健康増進及び衛生観念を促すことを目的に、保健師、栄養士及び健康運動指導士等を講師に健康教室を開催する。

(7) 利用者の会（就労継続支援 B 型）

相互のコミュニケーションや行事等への利用者からの意見提案を目的に年 4 回程度開催する。

6 健康管理（共通）

利用者の健康状態の把握に努め、疾病の早期発見・早期治療に努める。また、高齢者による心身機能の低下については、予防を含め健康管理（食事、運動、医療機関との連携等）に取り組み、心身ともに健康で生活を送ることができるよう支援する。

感染症については、流行時期に限らず基本的な感染対策（消毒、うがい、手洗い、室内の換気等）を適宜行うとともに、必要に応じてマスク着用を推奨し、感染予防及び蔓延防止に努める。

7 安全・防災管理（共通）

事故や災害等による危機意識を高めるため、救命処置や災害に応じた各種訓練を計画的に実施する。また、災害発生時の初動対応が的確に行われるよう、危機管理マニュアルの見直しを含め、総合的な防災対策の整備と体制の構築に努め、利用者・職員の安全確保に努める。

8 ボランティアの受入れ（共通）

地域住民や学校からのボランティア活動を受け入れるため、ホームページや広報紙等で広く参加を呼び掛けるとともに、受け入れ体制を整備する。

9 実習生の受入れ（共通）

大学や専門学校における資格取得のための現場実習先として関係各校に利用を促すと

ともに、特別支援学校における産業現場等実習先として活用していただくよう、ホームページ等で情報発信を行う。

10 社会参加の促進（共通）

利用者に必要と思われる情報（地域の行事、ボランティア活動、求人情報、社会資源等）をわかりやすい方法で提供するとともに、利用者が意見を表明する機会（利用者の会等）を通じて社会参加の促進を図る。

11 広報活動

情報発信の媒体として、広報紙及びホームページを活用して事業所の活動をPRする。広報紙は年3回発行し、関係機関及び団体に送付するなど当事業所の理解を促す。

また、ホームページの各種情報は随時更新し、最新情報の提供に努める。

12 事業概要

I 就労継続支援事業B型事業

（1）定員 20人

（2）概要

雇用契約に基づく就労が困難である利用者を対象に、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識、作業能力の向上を図るため次のサービスを提供する。

- ① 利用者の障害特性、心身の状態に合わせた生産活動の提供
- ② 働く上で必要な知識及び作業技術向上に必要な訓練の実施
- ③ より実践的な就労機会の提供
- ④ その他必要な支援

（3）支援目標

- ① 利用者の主体性を尊重し、持てる力を活かして働く喜びとやりがいを実感できるよう、個別支援計画に沿ったサービス提供を行う。
- ② 多様なニーズに対する適切な支援の提供を行う。
- ③ 利用者の権利と自己決定を補償するための意思決定支援に取り組む。

（4）生産活動

作業を通じて労働に対する意欲及び作業技術の向上を図る。また、実践的な作業の場として施設外での就労の機会を提供する。

- ① 清掃作業
地域の福祉施設や公共施設及び当事業所の一般清掃作業を行う。
- ② 請負作業
漁業資材の加工（アゲピン刺し、養殖カゴの解体等）を始め、企業からの受注作業（タオル折り加工、ホタテ貝殻連結、チラシ折り等）を行う。
- ③ その他の作業
近隣保育園の除草及び除雪作業、事業所独自・連携商品の製造を通じて事業所のPRに努める。

（5）就労支援

一般就労を希望する利用者に対し、面接の練習、社会人としてのマナーや心構え、職場実習等、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。

Ⅱ 共同生活援助事業

(1) 定 員 19 人

	名 称	定員	備 考
1	第1スワンハイム	7人	一戸建て
2	第2スワンハイム	6人	一戸建て・夜間支援体制
3	第3スワンハイム	6人	一戸建て

(2) 概 要

利用者の自立を目指し、住み慣れた地域で共同生活を営むことができるよう、相談や日常生活上の支援を行うとともに、希望者には単独生活、他の共同生活援助事業の移行へ向けた支援を行う。

(3) 支援目標

- ① 利用者の主体性を尊重し、一人ひとりのニーズに寄り添った支援を提供する。
- ② 虐待防止、権利擁護の推進に努め、その人らしい生活を営むことができるよう支援する。
- ③ 老朽化し修繕が必要な建物については、移転に向け不動産物件の情報収集を行う等、居住環境の整備を段階的に進める。
- ④ 地域住民との交流を大切にし、地域の自治会活動、行事、ボランティア活動へ積極的に参加し地域社会との共生に努める。

第 11 青森障害者就業・生活支援センターすこやか事業計画

1 運営方針

障害者就業・生活支援センターとして、公共職業安定所、障害者職業センター、その他関係機関等と連携し、障害者及び事業所への相談・支援業務を実施することで、圏域の障害者雇用促進に寄与することを目的とする。

2 重点事項

(1) ネットワーク形成支援について

地域の就労支援力の底上げのためのネットワーク形成・セミナー等を4回以上実施する。具体的には「事業報告会兼支援者勉強会」、「学校見学会兼企業勉強会」、「青森県障害者就業・生活支援センター連絡会議」（4回）の計6回を予定する。

(2) 障害者支援について

在職者交流活動またはピアサポート活動のいずれかを計3回実施する。

(3) 雇用促進支援について

一般事業所への実習は30件以上、就職は20件以上を目標とし実施する。

3 職員の状況

役 職	所 長 (生活支援担当者)	副所長 (主任就業支援担当者)	副主任支援員 (就業支援担当者)	支援員 (就業支援担当者)	事務員 (生活支援担当者)	合 計
職員数 (人)	1	1	1	1	1	5

4 職員研修

就業支援担当者、生活支援担当者によらず予算を柔軟に運用し、令和7年度から始まる基礎的研修をはじめ、国や高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する会議や研修等のほか、関連団体主催の研修（日本財団就労支援フォーラム、全国就労支援ネットワーク、全国ジョブコーチ連絡協議会 C E F）や知識技術を得るための研修に参加し、専門家としての資質向上並びに自己研鑽に努める。

5 事業概要（行事を含む）

(1) 相談・支援業務の実施

- ① 障害者からの相談に対し、指導助言援助を行う。
- ② 事業主に対し、雇用管理に係る助言を行う。
- ③ 障害者に対し、センターまたは事業主により行われる訓練と職場実習のあっせんを行う。
- ④ ①～③の実施について、連絡会議による各種関係機関との連携を行う。

(2) 地域の就労支援力の底上げのためのネットワーク形成・セミナー等の実施

- ① 地域関係機関とのネットワーク形成
- ② センター職員講師による、就労支援機関へのノウハウ移転
- ③ 障害者雇用企業間ネットワーク構築
- ④ 医療、法律等の専門分野職員による、支援機関・企業担当者への研修
- ⑤ センター間のノウハウ共有
- ⑥ 中高年齢障害者の継続雇用に関する相談支援事業（任意）

なお③に相当する県共催の「優良企業見学会」は隔年開催のため、令和7年度は実

施予定にない

(3) 職場定着及び就労促進に係る効果的な支援メニューの実施

- ① 職場定着促進のための在職者交流活動
- ② ピアサポート活動

(4) 国等が主催する会議・研修等への出席

- ① 都道府県連絡会議（青森県障害者就業・生活支援センター連絡会議）
（就業支援担当者1人以上が出席する義務がある）
- ② ブロック別経験交流会議（北海道・東北ブロック会議）
（就業支援担当者1人以上が出席する義務がある）
- ③ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する研修
 - ア 初任者研修（新任就業担当者に出席の義務がある）
 - イ スキル向上研修（3年以上の就業支援担当者に出席の権利がある）